

令和元年度

高松市包括外部監査報告書

公認会計士 石川 千晶

令和元年度 高松市包括外部監査報告書

目次

第1のテーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

第1節 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件(監査音テーマ)	1
3 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
(1) 監査の視点	1
(2) 主な監査手続き	1
5 外部監査の実施期間及び対象	2
6 外部監査人・補助者	2
7 利害関係	2
8 指摘事項の記載方法	2
9 その他	2
第2節 監査対象の検討	3
1 制度・政策	3
(1) 在留資格及び外国人住民の権利・義務	3
(2) 政策等	11
(3) 課題	15
(4) 高松市の状況	17
(5) 高松市関連部署	26
2 インバウンド関連事務	27
(1) 担当部署・情勢等	27
(2) ビジット香川誘客重点促進事業(観光交流課)	27
(3) 外国人観光客受入拠点事業(観光交流課)	29
(4) 高松市MICE振興戦略(観光交流課)	30
(5) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローへの補助(観光交流課)	32
(6) 高松港クルーズ客船歓迎事業(観光交流課)	34
3 多言語対応事務	35
(1) 概要	35
(2) 各部署で実施されている多言語対応	35
4 外国籍の住民に関する特有の事務	42
(1) 住民登録(市民課)	42

(2) 帰国児童等指導援助事業（学校教育課）	4 3
(2) 外国籍の住民の就学事務（学校教育課）	4 5
5 日本人市民と共通の事務	4 8
(1) 個人住民税賦課・滞納整理事務（市民税課、納税課）	4 8
(2) 国民健康保険（国保・高齢者医療課）	5 2
(3) 生活保護（生活福祉課）	5 6
第2のテーマ 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
第1節 外部監査の概要	6 0
1 外部監査の種類	6 0
2 選定した特定の事件（監査音テーマ）	6 0
3 事件（監査のテーマ）を選定した理由	6 0
4 外部監査の方法	6 0
(1) 監査の視点	6 0
(2) 主な監査手続き	6 0
5 外部監査の実施期間及び対象	6 1
6 外部監査人・補助者	6 1
7 利害関係	6 1
8 指摘事項の記載方法	6 1
9 その他	6 1
第2節 監査対象の検討	6 2
1 概要	6 2
(1) 類型	6 2
(2) 動物法	6 2
2 愛玩動物	6 3
(1) 概要	6 3
(2) 事務	7 3
3 特定動物	8 4
(1) 概要	8 4
(2) 飼養数	8 4
(3) 事務	8 5
4 野生動物	8 6
(1) 概要	8 6
(2) 事務	9 0
5 外来生物	9 9
(1) 概要	9 9
(2) 事務	1 0 0

6	家畜（産業生物）	103
(1)	概要	103
(2)	事務	106
7	動物の死体	117
(1)	概要	117
(2)	事務	118
第3のテーマ 高松市の空き家に関連する政策		
第1節 外部監査の概要		128
1	外部監査の種類	128
2	選定した特定の事件(監査音テーマ)	128
3	事件(監査のテーマ)を選定した理由	128
4	外部監査の方法	128
(1)	監査の視点	128
(2)	主な監査手続き	128
5	外部監査の実施期間及び対象	129
6	外部監査人・補助者	129
7	利害関係	129
8	指摘事項の記載方法	129
9	その他	129
第2節 監査対象の検討		130
1	概要	130
(1)	現況	130
(2)	政策	135
(3)	委託調査	142
(4)	担当部署	146
2	フィールドワーク	146
(1)	空き家率の高い地域－女木島・男木島	146
(2)	JR 高松駅西側	151
(3)	振興計画のある地域	153
3	事務	154
(1)	空き家等対策協議会	154
(2)	高松市空き家等対策計画	155
(3)	空き家バンク制度への登録	156
(4)	空き家等改修支援事業	157
(5)	老朽空き家除却支援事業	161
(6)	空き家等実態調査業務委託	165

(7) 特定空き家等業務	166
(8) 広報	171
4 今後の施策の展開	172
(1) 他の自治体の例	172
(2) 担当部署	173
(3) 特定空き家等事務のスピードアップ	176
(4) 個別の所有者及び空き家予備軍への情報提供	176
(5) 相談機能の充実	176
(6) 外部委託・専門家の利用	177
(7) 地域の特性に合った施策の検討	177
(8) 地元居住者団体等との連携	177

## 第1のテーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

### 第1節 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件(監査音テーマ)

高松市の外国籍の方に関連する政策

#### 3 事件(監査のテーマ)を選定した理由

高松市の暮らしの中で、この10年ほどの間で、大きく変わったと覚えることがいくつかある。その中でも、最も変わったと覚えることは、町で外国人と思われる人たちを見かけることが非常に多くなったことである。

高松市は、観光を重要な産業と位置づけ、インバウンドの誘致を重点施策としている。瀬戸内国際芸術祭も、回を重ねるごとに高松市を訪れる外国人の数が増えている、と報道されている。

また、観光客以外でも、外国人と思われる学生を多く見かけるようになり、義務教育の教室でも、クラスに外国籍の父母を持つ子どもが多くなっている。

外国籍の方々が増えることによる課題は、主として言語の壁と認識されているが、滞在人口が増えることにより、福祉施策などの対象となる可能性もある。

今後ますます増えることが予測される外国籍の短期及び長期滞在の方々に対し、現在の高松市の対応は充分であるのか、今後の課題はないか、について検討する必要があると考えた。

#### 4 外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

- ① 高松市と他都市を比べ、特徴的な事項はないか。また、県の中で、高松市の占める位置はどのようなものか。
- ② 外国籍の人を対象とする事務(観光施策を含む)は、計画や目的、法令等に沿って実施される体制となっているか。
- ③ 市の一般事務についても、外国籍の人たちが対象に含まれることとなり、何らかの特別の対応が必要になっていないか。
- ④ 事務は経済的に実施されているか。
- ⑤ 公平性を保って事務が行われているか。
- ⑥ 他部署と連携可能な部分はないか。

## (2) 主な監査手続き

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関連法規・条例等との整合性チェック
- ・抜き取りテスト
- ・分析
- ・現物との照合、視察

## 5 外部監査の実施期間及び対象

平成31年4月1日から令和2年2月13日まで。

令和元年度の現状検討を基本としているが、数値等については、主として平成30年度の市の財政収支について検討している。

## 6 外部監査人・補助者

包括外部監査人	石川 千晶 (公認会計士)		
補助者	岡崎 美恵子 (公認会計士)	勝丸 充啓 (弁護士)	
	白川 尊大 (公認会計士)	國方 也実	屋嶋 葵
	丸尾 由衣		

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備・誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等について、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法に改善が望まれるものなどについては意見として記載することとした。

## 9 その他

- ・当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については、出所を記載していないものがある。
- ・数値については、単位未満を切り捨てて表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。

## 第2節 監査対象の検討

### 1 制度・政策

#### (1) 在留資格及び外国人住民の権利・義務

##### 1) 在留資格

日本の国籍を持たない者は、自由に日本に入国することはできない。外国籍の者の出入国、滞在については、出入国管理法及び難民認定法（これ以降、この項では「入管法」という。）に定められている。

##### 2) 短期滞在者

入国者のうち人数が多いのは、観光などの目的で短期間滞在する者である。平成15年の閣議決定により、輸出以外の日本の収入源として外国人観光客を1千万人まで増加させ、観光立国を目指す、とされ、東日本大震災などで減少した時期もあるが、ビジット・ジャパンをスローガンに、平成29年の入国者数は、27百万人にのぼっている。

就労を伴わない90日以下の短期滞在については、令和元年9月時点で、68の国に対し、日本への入国の査証も免除されている。

##### 3) 中長期滞在者

日本に中長期に滞在するためには、在留資格が必要であり、「日本人の配偶者等」などの地位に基づく在留資格と、その他の在留資格に区分できる。その他の在留資格は、外交や医療など、就労可能なものと、留学など原則として就労不能なものに区分でき、許可された在留の目的から外れる活動は制限されている。これらは、入管法の別表第1及び第2に規定されている。（23ページ参照）

就労可能な在留資格は、かつては高度な専門職に限り、日本で働いてもらおう、という考え方のもとで限定されてきた。しかし一方で、単純作業など特定の職種の労働力が逼迫したことなどの日本の事情と、これらの職種であっても、日本での就労を望む外国籍の人たちが多数いたことなどから、平成5年に報酬を伴う技能実習、或いは研修を行うことができるようになった。この在留資格は、単身であることが条件とされており、家族を呼び寄せることはできない。ただし、日本人と婚姻や養子縁組をすると、「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることになる。さらに3年間素行善良で過ごせば、定住者の在留資格を得ることができ、就労や在留期間の制限はなくなる。（更新手続きは必要）

※この報告書では、原則として日本以外の国籍を持つ者を「外国籍の者」、そのうち日本で住民登録した者を「外国籍の住民」と記載するが、統計の呼び方や各省庁等の通知文等にあわせ、「外国人」あるいは「外国籍の市民」などと表記している部分がある。



#### 4) 入国手続きと在留管理法の改正

##### ① 改正の背景

短期滞在目的で入国したにもかかわらず、日本で就労したり、長期滞在する者や、在留資格の期限が切れても滞在する者など、外国籍の者の不法残留増加が問題とされた。

かつての制度では、不法残留している外国籍の者でも自治体への住民登録はできたため、行政サービスを受けることができるなど、制度間で整合性がとられていないという問題があった。

また偽造パスポートなどで入国した外国籍の者による犯罪も多発する事態にいたった。

##### ② 入国時の指紋採取など

このため、平成19年11月20日より、原則として外国籍の者について、入国時には指紋を登録することなどにより、罪を犯し国外退去となった者の偽造パスポートなどによる再入国や、テロ活動者として登録された者の入国が防止されることとなった。

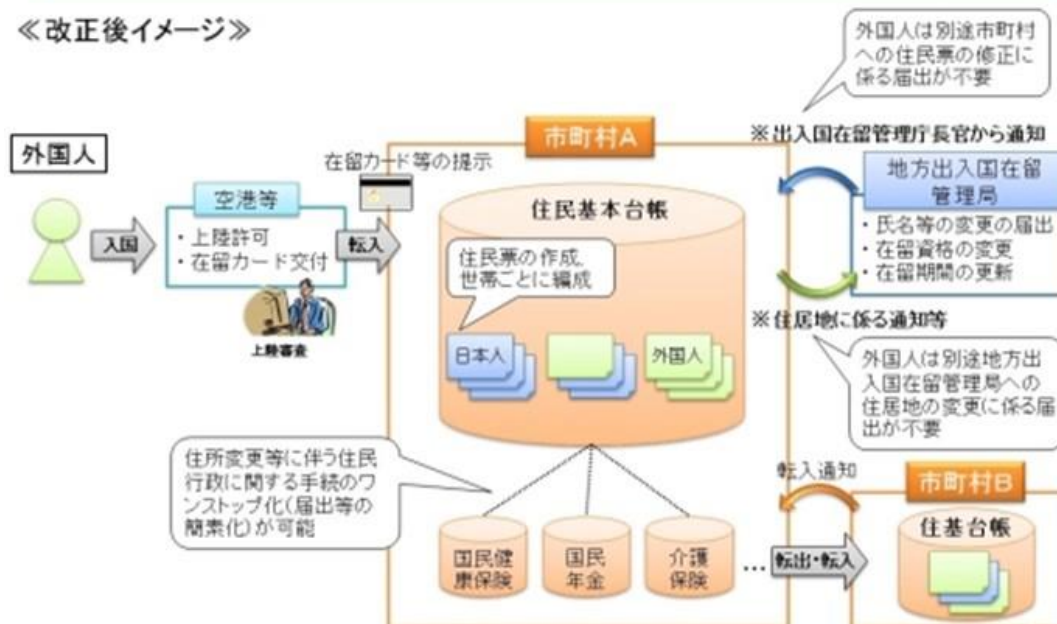
##### ③ 在留カードによる在留管理

外国人が各種行政サービスを受用することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することを目的とし、住民基本台帳法が改正され、平成24年7月9日に施行された。

これにより、外国籍の者は、出入国在留管理局が作成する在留資格を証明する在留カードに基づいて、住民登録をすることとされた。同時に、技能実習、研修目的の滞在について、最長3年から5年に延長された。

### 外国人住民の動きと市町村及び出入国在留管理庁との情報の流れ

#### 《改正後イメージ》



(総務省ホームページより)

この在留カードは、住民基本台帳法の改正と同時に行われた入管法の改正により、在留状況を継続的に把握するために創設された制度である。この制度の対象者には、氏名等の基本的身分事項のほか、住所、在留資格、在留期間、就労制限の有無等が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付される。

住所や一定の在留カードの記載事項に変更があった場合には届出を行うことが義務付けられ、雇用主等の所属機関の変更があった場合についても届出義務が規定されている。

## 5) 不法滞在

### ① 人数等

外国籍の者が、在留資格を持たずに、日本に滞在することを不法滞在と呼ぶ。不法入国・不法上陸した者も含まれるが、多くは在留期間を経過し、更新や許可を受けずに日本に滞在する者であり、これは不法残留者と呼ばれる。

表1に、不法残留者の人数及び在留資格別の推移を示す。

(表1 各年1月1日時点の不法残留者数の推移)

在留資格	年度	H27	H28	H29	H30	H31
総数	人数(人)	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167
	推移	100.0	104.7	108.8	110.8	123.6
短期滞在	人数(人)	42,090	42,478	44,167	44,592	47,399
	構成比(%)	70.1	67.6	67.7	67.1	63.9
技能実習	人数(人)	4,679	5,904	6,518	6,914	9,366
	構成比(%)	7.8	9.4	10.0	10.4	12.6
日本人の配偶者等	人数(人)	3,709	3,433	3,287	3,092	2,946
	構成比(%)	6.2	5.5	5.0	4.6	4.0
特定活動	人数(人)	1,636	1,633	1,910	2,286	4,224
	構成比(%)	2.7	2.6	2.9	3.4	5.7
留学	人数(人)	2,806	3,422	3,807	4,100	4,708
	構成比(%)	4.7	5.4	5.8	6.2	6.3

出典：表6まで、法務省公表資料より

近年、入国者数の増加とともに不法残留者数も増加しており、その半数以上は、観光など短期滞在として入国した者である。

また、近年、留学目的で日本に来た者の不法残留が増加している。昨年、名古屋の専門学校で、定員を大幅に超える外国人留学生を受け入れていた専門学校で、令和元年までの4年間で、504名が所在不明になっていたと報道された。留学生は、就学時であれば週間28時間までなど、学業の妨げとならない限度で認められるアルバイト以外には、就労は認められていない。日本語を十分学習していないなどの理由で、授業についていけず、単位が取れ

ない場合、退学となると在留資格を失うことになる。

また、平成31年1月1日時点では、前年に比べ、特定活動の不法残留が2000名増加している。特定活動は、特定の仕事などにつくために来日したもので、高度専門職、インターンシップ、ワーキングホリデー、観光・保養、建設労働者など20のカテゴリーに区分され、それぞれ指定された活動以外には従事できない。

外交、高度専門職などで入国して不法残留になることは考えにくい。

表2で、国別に特定活動の不法残留人数を平成30年と比較すると、ベトナム、インドネシア、フィリピンの順序で、特定活動からの不法残留人数が増加している。

技能実習、特定活動については、採用する企業で、十分に管理する必要がある。

表3は、平30年度について、国別に、要因別の不法残留の人数を表したものである。

(表2 在留資格が特定活動であった者の国別不法残留人数前年比較) (単位：人、%)

総数	国・地域		韓国	ベトナム	中国	タイ	フィリピン	台湾	インドネシア	その他	総数
	平成31年	人数 (人)	12,766	11,131	10,119	7,480	5,417	3,747	3,323	20,184	74,167
平成30年	12,876		6,760	9,390	6,768	4,933	3,784	2,076	19,911	66,498	
増減	△ 110		4,371	729	712	484	△ 37	1,247	273	7,669	
増加率	%		△ 0.9	64.7	7.8	10.5	9.8	△ 1.0	60.1	1.4	11.5
特定活動	平成31年	人数 (人)	34	1,409	367	38	491	15	874	996	4,224
	平成30年		35	563	389	32	312	14	284	657	2,286
	増減		△ 1	846	△ 22	6	179	1	590	339	1,938
	増加率		%	△ 2.9	150.3	△ 5.7	18.8	57.4	7.1	207.7	51.6

(表3 平成30年度不法残留者数の国別・要因別内訳) (単位：人、%)

総数	国・地域	韓国	ベトナム	中国	タイ	フィリピン	台湾	インドネシア	その他	総数
	人数(人)	12,766	11,131	10,119	7,480	5,417	3,747	3,323	20,184	74,167
構成比(%)	17.2	15.0	13.6	10.1	7.3	5.1	4.5	27.2	100.0	
短期滞在	人数(人)	12,093	665	4,321	6,994	2,097	3,680	1,719	15,830	47,399
	構成比(%)	94.7	6.0	42.7	93.5	38.7	98.2	51.7	78.4	63.9
技能実習	人数(人)	0	5,587	2,819	126	139	0	555	140	9,366
	構成比(%)	0.0	50.2	27.9	1.7	2.6	0.0	16.7	0.7	12.6
日本人の配偶者等	人数(人)	232	12	491	217	980	12	56	946	2,946
	構成比(%)	1.8	0.1	4.9	2.9	18.1	0.3	1.7	4.7	4.0
特定活動	人数(人)	34	1,409	367	38	491	15	874	996	4,224
	構成比(%)	0.3	12.7	3.6	0.5	9.1	0.4	26.3	4.9	5.7
留学	人数(人)	148	3,065	1,074	10	15	4	36	356	4,708
	構成比(%)	1.2	27.5	10.6	0.1	0.3	0.1	1.1	1.8	6.3

## ② 香川県、高松市の状況

不法残留者は、当初に在留した入国都道府県から失踪している場合が多く、どこにいるのか、不明であることが多い。多くは東京や大阪などの都市部に潜んでいると思われる。

香川県でも、他県で入国した中国籍の7名が、香川県で就労していたとして平成30年8月に逮捕された事件が、報道されている。

入管法の違反事件として発覚した人数は、次のように推移しており、不法残留者数は、平成30年度に大きく増えている。

(表4 入管法違反事件の推移) (単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
不法入国	1,128	844	752	599	577	409
不法上陸	199	249	268	238	151	140
不法残留	8,713	8,274	9,982	11,198	11,502	14,353
不法就労	7,038	6,702	7,973	9,003	9,134	10,086

不法就労には、不法残留者だけではなく、在留資格外で就労している者も含まれるが、不法就労者の県別の所在は次のようになり、都市部が多い。

(表5 平成30年度都道府県別不法就労者数) (単位：人)

都道府県	茨城	千葉	東京	愛知	埼玉	神奈川	群馬	大阪	栃木	兵庫	香川
順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	34
人数	1,975	1,666	1,437	912	860	556	456	317	274	209	7

また、不法就労の業種内訳は、農業が2,504人と最も多く、次に工員1,875人、建設作業員1,835人と続いている。

国籍別には、中国がもっとも多いが、ベトナムが近年大きく増加している。

(表6 国籍別不法就労者数推移) (単位：人、%)

年度	H28		H29		H30	
	人数	構成比%	人数	構成比%	人数	構成比%
総数	9,003	100.0	9,134	100.0	10,086	100.0
中国	3,085	34.3	2,916	31.9	3,115	30.9
ベトナム	1,638	18.2	2,152	23.6	3,035	30.1
タイ	1,536	17.1	1,855	20.3	1,868	18.5
フィリピン	830	9.2	711	7.8	660	6.5

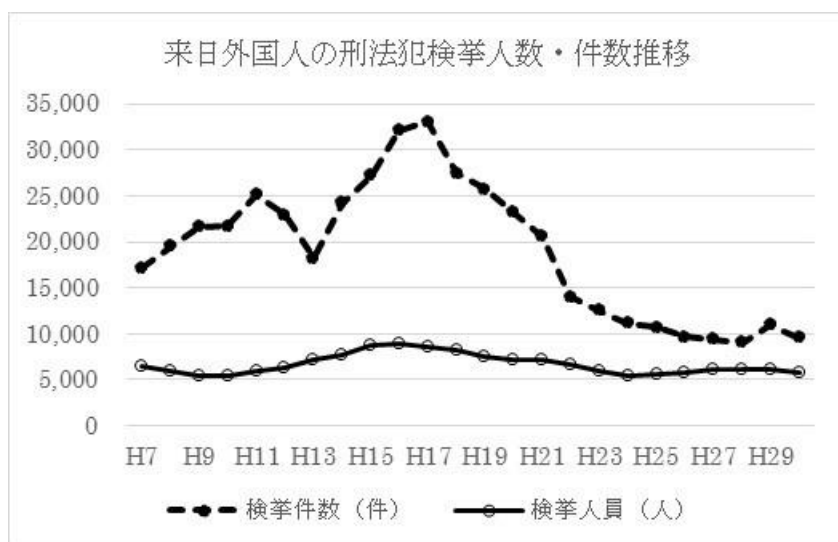
短期滞在、留学、特定活動の在留資格で来日した者が不法残留者になる人数が増加しており、のちに記すように、香川県及び高松市でも、ベトナムからの就労入国者数が大きく増えている。

6) 外国籍の者による犯罪

① 全国の状況

来日外国人の刑法犯検挙件数・人数の推移

(グラフ 1)



出典：表 8 まで、警察庁統計資料より

(表 7 検挙件数、検挙人数の推移 外国人全体と来日・在日外国人別) (単位：件、人、%)

年次		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
検挙件数 (件)	①	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081	309,409	
	うち外国人	②	43,622	37,365	37,314	34,620	30,569	22,569	20,401	18,750	17,572	16,801	16,017	15,276	17,156	15,549
	うち来日外国人	③	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
	うち在日外国人		10,585	9,912	11,584	11,418	10,008	8,544	7,819	7,608	6,898	7,137	6,600	6,233	6,144	5,976
	②÷①%		6.7	5.8	6.2	6.0	5.6	4.5	4.4	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	5.2	5.0
③÷②%		75.7	73.5	69.0	67.0	67.3	62.1	61.7	59.4	60.7	57.5	58.8	59.2	64.2	61.6	
検挙人員 (人)	④	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	
	うち外国人	⑤	14,786	14,418	13,339	12,611	12,365	12,021	10,981	10,419	10,552	10,519	11,046	10,750	10,580	10,065
	うち来日外国人	⑥	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
	⑤÷④%		3.8	3.8	3.6	3.7	3.7	3.7	3.6	3.6	4.0	4.2	4.6	4.7	4.9	4.9
	⑥÷⑤%		57.5	56.5	56.4	56.7	58.1	55.8	53.6	52.0	53.3	55.0	56.0	56.7	57.8	58.1

外国人による犯罪の検挙件数は、近年、大幅に減少している。

来日外国人の検挙件数の減少に比べ、もともとの数は少ないものの、在日外国人の検挙件数はそれほどには減少していない。

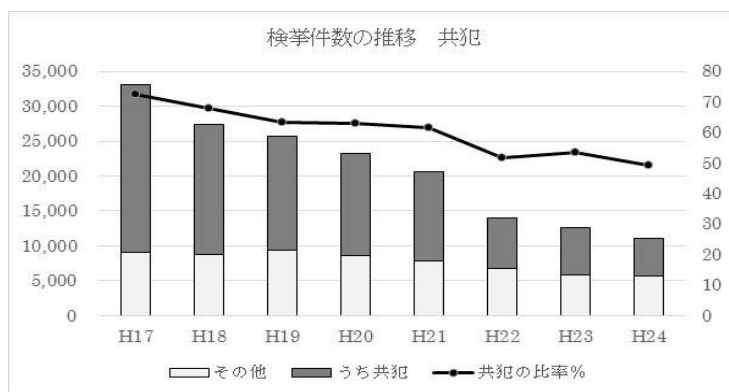
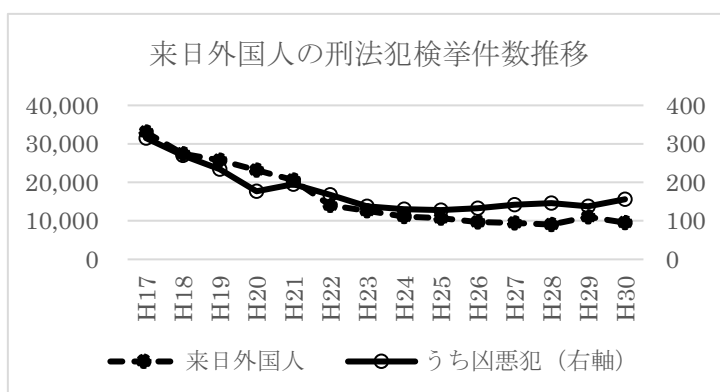
次に、犯罪の内容を見ると、凶悪犯の数は、検挙件数の減少と同様に減少している。

外国人の共犯事件について、統計による数値は、平成 24 年まで公表されていた。外国人の事件のうち、共犯事件は、平成 17 年では検挙件数の 73% を占めていたが、平成 24 年

には50%を下回り、検挙数の減少よりも大きく減少している。

それでも、平成24年時点で、日本人の検挙件数に占める共犯事件の割合は、13%であり、外国人の共犯の比率は高い状態であったといえる。

(グラフ2 外国人凶悪犯 グラフ3 共犯検挙件数の推移)



## ② 香川県の趨勢

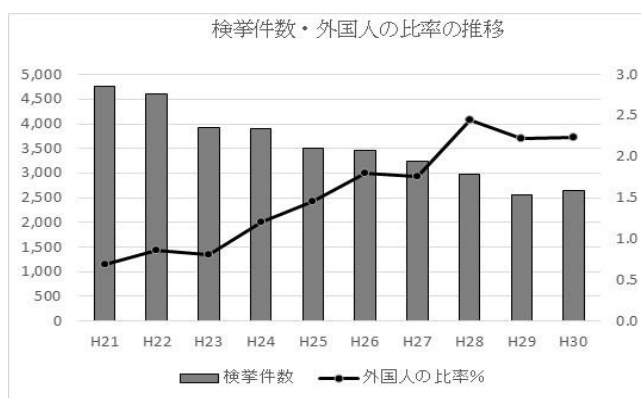
香川県警察の統計によると、全体の刑法犯の数が減少する中で、外国人による刑法犯検挙件数は、ばらつきがあるが、やや増加傾向にあり、全体の検挙件数に占める比率は上がっている。

香川県ではどのような犯罪が増えているのか、短期滞在者による犯罪か、中長期滞在者による犯罪かも不明であるが、日本全体で外国人の検挙件数が減少する中で、香川県では外国人による犯罪が増加していることになる。

全国で、外国人犯罪が増加する中で実施してきた対策は、犯罪を生業としている外国人の再入国の防止等であることから、観光目的の短期滞在者の大幅な増加と、中長期の滞在者数の増加が、刑法犯の検挙数の増加につながっている可能性がある。

(表 8・グラフ 4 香川県刑法犯関連数値の推移) (単位: 件、人、%)

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数	4,755	4,616	3,929	3,910	3,511	3,450	3,242	2,985	2,566	2,646
うち外国人	33	40	32	47	51	62	57	73	57	59
外国人の比率%	0.7	0.9	0.8	1.2	1.5	1.8	1.8	2.4	2.2	2.2
認知件数	10,884	10,432	9,198	8,849	8,340	8,802	7,212	6,075	5,600	5,222
検挙率%	43.69	44.25	42.72	44.19	42.10	39.20	44.95	49.14	45.82	50.67



## 7) 在留資格の拡大

少子高齢化がすすむにつれ、日本の労働人口は減少し、深刻な人手不足が問題とされた。これは、介護などの特定の分野で顕著であった。平成30年には、「従来の専門的・技術的  
分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」と閣議決定された。これに基づき、入管法が改正され、特定技能1号、2号という新しい在留資格が創設され、平成31年4月より、受入れが開始されている。

## 8) 権利・義務

### ① 全般

住民登録をすることで、「外国人住民」として、各種の行政サービスを享受することができると同時に、おおむね日本国籍の者と同様の義務を負うこととなる。

### ② 外国人に対する社会保障

昭和55年に、難民に内国民待遇を与えるべきことを規定する難民条約・議定書を批准するにあたり、難民と外国人とで法律上の処遇に差をつけることはできないとの判断の下、国民年金保険法、児童手当法等の社会保障制度全般において、国籍要件をなくした。外国人は、日本人と同様の処遇を受けている。

### ③ 外国人に対する生活保護

憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、生活保護法第1条は「国が生活に困窮するすべての国民に対し～」と定め、保護の対象を国民としている。

しかし、昭和29年の厚生省社会・援護局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」では、「外国人は生活保護法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて」「必要と認める保護を行うこと」と通知している。

その後、今日に至るまで、この昭和29年の通知に基づき、外国人も日本人と同等に保護を受けることができるとされている。ただし、生活保護受給の事実が、在留資格延長の判断基準にされることもあると報道されている。生活保護を受ける者の在留資格により、就労していないことなどが在留の条件を満たさなくなることは想定できる。

#### ④ 個人住民税

地方税法第294条第1項第1号は、市町村内に住所を有する個人を市町村民税の均等割額及び所得割額の合算額の納税義務者とする旨規定している。

同法の規定に基づき、1月1日に当該市町村に住所を有する中長期在留者である外国人住民は個人住民税を納税する義務を負う。

#### ⑤ 教育を受けさせる義務

後に記すように、日本国憲法は、すべての国民にその保護する子女に教育を受けさせる義務を規定しており、これに基づき、小・中学校は義務教育とされている。外国籍の者はこの義務を負わない。

### (2) 政策等

#### 1) 短期滞在者—観光ビジョン実現プログラム 2019（観光立国推進閣僚会議）

##### ① 方針

観光庁は、令和元年6月に政府の今後1年を目途とした行動計画として「観光ビジョン実現プログラム2019」を決定し、次のような方針を打ち出している。

- ・多言語対応や無料 Wi-Fi、キャッシュレスなどの受入環境整備を早急に進めていく
- ・これらの環境整備と併せて、国立博物館・美術館の夜間開館、寺泊や城泊、スノーリゾートの再生など、地域の新たな観光コンテンツの開発に取り組んでいく
- ・その上で、観光地の整備に取り組む地域について、日本政府観光局がその魅力を海外に一元的に発信することとし、そのための体制強化を図っていく。

##### ② 日本政府観光局と地域の役割分担・連携強化

- ・日本政府観光局、地域（自治体・DMO）の役割の明確化
- ・地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））の役割は、外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備—多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、観光地までの交通アクセスの充実等の受入環境整備や、訪日外国人旅行者が楽しめる新たなコンテンツの開発等



の着地整備が主体とされている。

・地域の魅力発信やプロモーションを、日本政府観光局において一元的に行うための体制強化のほか、各地域へ提供するデジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化、欧米豪を中心とするグローバルキャンペーンの東アジアなどへの強化、更に幅広い地域からの誘客に向けた新市場開拓（中東・中南米）等については、日本政府が主体とされている。

・地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等による、宿泊税等の観光に資する財源を自主的に確保する取組を促進するための方策を検討する。

### ③ 高松市での対応状況

庁舎窓口等における多言語対応については、担当部署が必要に応じて実施しているが、多くの場合、観光交流課都市交流室に依頼している。

地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行う、とされているが、実際には、各自治体や外郭団体が、すでにホームページなどを作成しており、これらについて、外国人向けの発信も行っている。

高松市でも、エクスペリエンス高松を展開し、観光情報のほか、交通アクセス、ショッピングなど、訪問者の必要とすると思われる情報を掲載している。

なお、平成29年度より、サイト運営の委託業者を変更しており、アクセス記録等も細かく分析している。

## 2) 中長期滞在外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

### ① 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

政府は、平成31年の新しい在留資格の創設を契機に、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を平成30年12月に取りまとめ、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示している。

高松市が直接実施している事業に関連する部分と、高松市担当部署は次のとおりである。

### ② 施策1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

外国人との共生社会を実現するために、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図る。

### ③ 施策2 生活者としての外国人に対する支援

外国人が日本で生活するに当たって各種の手續・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

・（県が実施）行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

約100か所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多

文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」を設置することを支援する。

- ・（市民政策局市民課）市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕

- ・（健康福祉局）市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。

また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。

- ・地方公共団体が出す避難指示・避難勧告等を「**Safety tips**」等のプッシュ型情報発信アプリで発信できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語化・定型化を図る。

- ・（消防局情報指令課）外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めるとともに、救急現場における外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。

- ・（都市整備局市営住宅課）公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めるよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

- ・『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。

- ・（教育局）全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。

- ・（教育局）公立学校において、2026年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、改善を着実に推進する。

また、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、各地方公共団体と民間など幅広い主体との連携も促進する。

- ・（教育局）地方公共団体において、教師と外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施することができるよう、多言語翻訳システム等のICTの整備を支援する。

- ・（教育局学校教育課）地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組や、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒等の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

- ・（教育局）NPO、外国人学校等の学校外での就学促進に向けた取組について、現状の把握に努めつつ、活動環境・内容の質が担保されるよう地方公共団体を通じた取組みを進める。

また、公立学校への編入時の円滑な接続を図るため、取り出し授業等による能力に応じた

きめ細かな支援ができるよう、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築等の各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。

- ・(健康福祉局国保・高齢者医療課) 社会保険への加入手続に関し、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。

- ・(健康福祉局国保・高齢者医療課) 外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。

- ・(健康福祉局国保・高齢者医療課) 国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。

- ・(健康福祉局国保・高齢者医療課) 国民健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入する。

国民健康保険について、市町村が在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する対象を、高額療養費の限度額認定証のほか、海外療養費や出産育児一時金の支給申請時などに拡大する。

市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象として明確化する。

海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。

- ・納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行う。

- ・(財政局市民税課) 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕

- ・(財政局市民税課) 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕

・(財政局市民税課) 国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。〔財務省〕

#### ④ 高松市での対応状況

上記の施策は、省庁別に対策を記載しているため、高松市でも、それぞれの担当部署で対策を行っており、同種の事業でも横断的な連携は取られていない。

### (3) 課題

外国籍の人への対応について、次のような問題が報道されている。1) 以外は、きわめて一部の人たちの話ではあるが、無制限な入国を許すと、知人が知人を呼び、ネズミ算的な勢いで、増えてくる可能性があるものでもある。

#### 1) 外国語対応

短期滞在者向けに外国語表示を充実させることは、一般的に課題とされている。前回の東京オリンピックで、トイレなど、言葉ではなくマークで表示することが考案されたということとは有名な話であるが、より多くの情報は、言葉で伝える必要がある。

今回の東京オリンピックで、国会正門前→KOKKAISEIMON など、場所の表示が日本語をそのままローマ字表示しているのが、外国の人には理解できないため、英訳に直される、という報道もあった。

高松市でも、外国からの観光客と見られる人々を多く見かけるようになった。商店街の商店の中には、外国人の立ち寄り対策のために、レイアウトを変えた店もある。

しかし、地元の商店での消費は、もう一つ伸びていないということである。その理由の一つは、言葉の問題であるが、その他の要因として、キャッシュレスへの対応なども考えられる。

#### 2) 犯罪等の増加

##### ① プロの犯罪者

前に記したように、犯罪目的で短期滞在する外国籍の者については、検挙され国外退去になった後は、その後容易に再入国出来ないようにするなどの対策が取られてきたことから、凶悪犯、犯罪件数は減少している。

##### ② 慣習・感覚の相違

旅行者の増加などにより、日本の交通法規を十分に理解しないままに運転する者が増え、交通事故が増えている地域もある、と報道されている。

坂東忠信氏著「亡国の移民政策」によると、中長期滞在者の中でも、免許を持たずに運転

しても平気な外国籍の住民や、子どもを轢いたうえに、車から降りて殴った者の話まで記載されている。

以前、高松市内の宅配業者で、トイレを借りたときに、トイレの使い方について絵で説明したものが貼られていた。その理由を聞いたところ、洋式トイレの便座に靴跡がついていたので、外国の人だと思いが何語で表示したらいいかわからないので、絵で描いたとのことであった。

高松市公園緑地課でも、公園のトイレに毛布が入れられており、その上に排泄されていた、という事例があった。外国籍の住民の行動と思われ、該当する外国語で記載した貼り紙をして注意喚起し、それ以降は、同様のトラブルは発生していない、とのことであった。

### ③ 教育

昭和の時代に、中国残留孤児や南米への移民の子孫など、特別に日本への移住を認められた例があった。

これらの世帯の子供たちは、日本での義務教育を受けなかったり、また、義務教育を受けても、日本での就労が可能なるほどには学習せずに卒業する例がみられ、就労できないことから不良化し、犯罪組織を組成する例も見られた。この問題については、かつて警察関係の資料でも、しばしば取り上げられていた。外国人を受け入れる際に、その子女を教育し、道徳観を持たせ日本社会になじませる必要がある。

日本で働き、自立できる水準の教育を受けることが重要と思われる。

### 3) 行方不明

技能研修などで就労のために来日したものの、途中から行方不明になり、不法残留する者が多発した。制度改正により、在留資格と住民登録はリンクするようになったが、それでも、入国者の増加に伴い、表1で示したように、行方不明になる外国籍の住民数は増加している。

最近の例では、労働条件がひっ迫していることから、技能研修の最後の年に、より時給の高い地域に移動して働き、最後は捕まって、日本の国費で国外退去する者がいた、という話も聞く。

また、日本人と婚姻し、3年間おとなしくして永住の資格を取り、その後いなくなる例もあるとのことである。後妻業という小説が話題になったが、前に記した「亡国の移民政策」には、外国籍の妻を持った高齢の独身の男性が、預金を無断で妻の本国に送金された例なども記載されている。

小説ではないが、最悪の場合、殺されることもある。

実際に、過去に首都圏で、外国人の妻が共謀して本国の男に日本人の夫を殺害するよう、依頼した事件があった。未遂に終わったこの事件で、驚いたことは、殺人の対価が非常に安かったこと、そして捕まった妻たちがあっけらかんとしていたことであった。

### 4) 福祉のただ乗り

前に記した日本人の配偶者等などは、家族を呼び寄せることがある。高松市でも、このようにして呼び寄せた両親が、その後、生活保護世帯になった例が見られた。

生活保護にまでは至らずとも、国民健康保険の保険料を払わずに、医療サービスを受け、自己負担分も支払わずに帰国する例も見られるとのことである。

また、医療ツーリズムという新しいサービスも現れている。相当の対価を払って、日本の高度医療を受けるために来日する人たちもいる。これについても、医師の養成や病院の建設補助金など、公費がかかっていることから、実質的には日本の税金を使っている、という意見もある。

#### (4) 高松市の状況

##### 1) インバウンド

##### ① 推移

法務省の公開している、港別の入国者の推移を示すと、次のようになる。

(表9 入国外国人人数の推移)

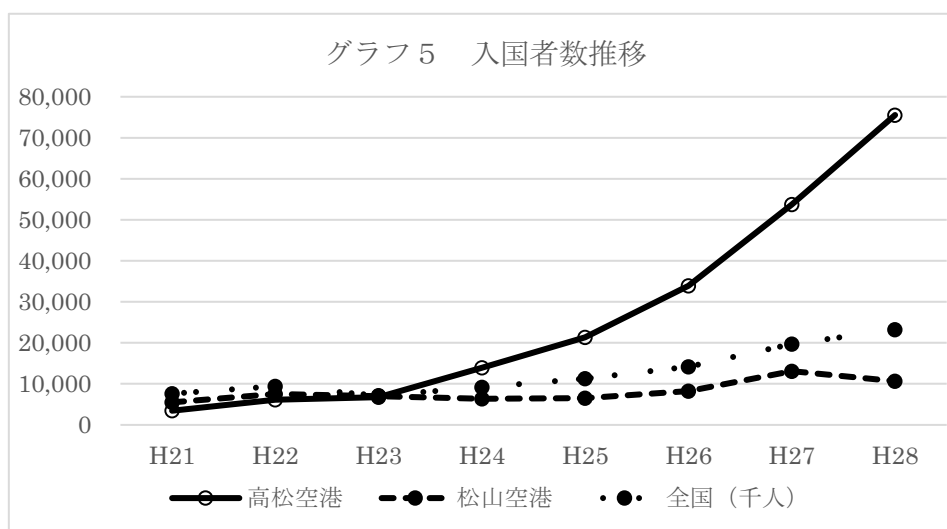
(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
高松空港	3,455	6,139	6,799	13,974	21,329	33,923	53,732	75,548	118,901
松山空港	5,499	7,532	7,008	6,381	6,526	8,228	13,103	10,630	10,142
全国(千人)	7,581	9,444	7,135	9,172	11,255	14,150	19,688	23,219	27,429

出典：表11、グラフ5まで、法務省公表資料

(表10 平成21年度を100とした推移)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
高松空港	100	178	197	404	617	982	1,555	2,187	3,441
松山空港	100	137	127	116	119	150	238	193	184
全国	100	125	94	121	148	187	260	306	362



日本全体でも、入国者数は増加しているが、高松空港の増加率は顕著である。

担当部署によると、高松空港に入国後、すぐに徳島、高知など他県に向かう観光客も一定数みられるとのことであるが、高松空港については、相次いで国際線が開通したことなどから、大きく入国者数が増加している。

## ② 国・地域別

表 1 1 で、国籍別に全国、愛媛と比較する。

(表 1 1 H 2 9 国・地域別入国者数)

(単位：人、%)

国・地域	全国		香川		愛媛	
	総数	比率	総数	比率	総数	比率
総数	27,428,782	100	118,906	100	10,147	100
アジア	23,277,547	84.9	115,427	97.1	10,030	98.8
韓国	7,405,519	27.0	24,227	20.4	3,492	34.4
中国	5,761,064	21.0	30,574	25.7	4,103	40.4
台湾	4,351,147	15.9	34,850	29.3	2,209	21.8
香港	2,125,925	7.8	24,406	20.5	23	0.2
タイ	1,013,280	3.7	143	0.1	3	0.0
フィリピン	561,451	2.0	76	0.1	6	0.1
ベトナム	323,451	1.2	234	0.2	82	0.8
ヨーロッパ	1,616,894	5.9	1,906	1.6	40	0.4
英国	315,112	1.1	639	0.5	9	0.1
フランス	275,552	1.0	66	0.1	4	0.0
北アメリカ	1,784,479	6.5	1,125	0.9	61	0.6
米国	1,401,463	5.1	583	0.5	48	0.5
オセアニア	565,552	2.1	411	0.3	13	0.1

日本全体でもアジアの、なかでも台湾、中国、韓国からの入国が多いが、香川、愛媛ではほとんどがアジアからの入国である。

地方空港では、路線のある国の入国者数が多く、また、欧米路線を持っていないので、欧

米からの訪問は、成田、関空など主要空港経由であるためと思われる。

令和元年12月22日の日本経済新聞の1面記事には、「訪日客『地方へ直行』急増」というタイトルで、訪日リピーターの増加と距離の面での優位性などから、西日本の伸びが顕著であるとしている。

### ③ 観光地訪問数

香川県の公表している、栗林公園への入園者及び宿泊者の推移は次のようになっており、いずれも大幅に増加している。

高松空港利用者についても、他県に訪問する入り口として利用される場合があり、一方、船や、羽田など主要空港経由で訪れる場合もある。

平成29年の栗林公園入園者は133千人であり、高松空港から入国した外国人118千人を上回っていることから、高松空港から入国した外国からの観光客の県外への流出よりも、流入の人数が多いと推測できる。

国別の入園者・宿泊者の人数をみると、航空路線のある台湾、中国からの訪問者が多い。

宿泊のべ人数を高松空港からの入国人数で割り、平均宿泊日数を算出すると、宿泊の多い3国の平均日数は、全体よりも少なく、台湾はそれでも平均とほぼ同じ3日であるが、中国・韓国はそれぞれ2日程度になっている。路線のない国から来県した宿泊者がいるために、全体の平均日数は実態を表していないと思われるが、台湾からの旅行者がゆっくり滞在する傾向はあらわれていると思われる。

(表12 栗林公園入園外国人の人数推移)

(単位:人、団体、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
入園者数	14,300	17,726	15,217	21,214	35,675	60,662	85,262	105,036	133,719
趨勢 H21=100	100	124	106	148	249	424	596	735	935
うち団体	6,330	7,997	8,341	12,181	18,210	42,816	30,676	31,403	35,783
団体比率 %	44.3	45.1	54.8	57.4	51.0	70.6	36.0	29.9	26.8

出典:表13まで香川県公表資料

(表13 外国人宿泊人数推移)

(単位:人、%)

	H26	H27	H28	H29	
宿泊数	123,570	168,750	254,430	389,820	同年入国数 118,906
					宿泊数÷入国数 3.3
うち台湾	47,120	61,090	67,470	108,660	同年入国数 34,850
比率 %	38.1	36.2	26.5	27.9	宿泊数÷入国数 3.1
うち大韓民国	25,700	32,910	27,180	53,370	同年入国数 24,227
比率 %	20.8	19.5	10.7	13.7	宿泊数÷入国数 2.2
うち中華人民共和国	6,600	16,350	38,870	66,120	同年入国数 30,574
比率 %	5.3	9.7	15.3	17.00	宿泊数÷入国数 2.2



## 2) 住民

### ① 人数の推移

(表 1 4 外国籍の住民登録数の推移)

(単位：人、%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人数	3,276	3,454	3,724	3,949	4,003	4,496	4,624
H25を100とした趨勢	100	105.4	113.7	120.5	122.2	137.2	141.1
市人口	428,493	428,569	428,799	428,713	428,604	427,919	427,221
割合%	0.76	0.81	0.87	0.92	0.93	1.05	1.08

出典：高松市作成資料及び高松市ホームページより

高松市の外国籍市民数は、旅行者ほど顕著には増加していない。

一方で、市の人口全体が減少していることから、市人口に占める比率は、平成30年に1%を超えている。

### ② 国・地域別

平成30年の高松市の住民数が50人を超える国・地域について、推移を示すと表15のようになり、人数ではベトナム人の在留が増加している。

全国と構成比を比べると、高松市は、韓国が少なく、フィリピン、ベトナムが多い。

増加率を比べると、全国的にベトナムが増えているが、高松市の増加は顕著であり、全体に占める比率も第2位に上がっている。

香川県全体の公表数字は、半年ほど古いため、その間の増加は反映されていないが、香川県の在留外国人に占める高松市の比率は、38%であり、ネパール、韓国・朝鮮、米国では半数を越え、ベトナムも42%と高い。一方南米については、高松市の比率は少なく、丸亀市に多くが在住しているとのことである。

(表 1 5 国・地域別住民数の推移)

(単位：人)

国・地域	人数の推移 (人)						H25を100とした推移				
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
中国・台湾	1,432	1,397	1,366	1,328	1,287	1,333	97.6	95.4	92.7	89.9	93.1
韓国・朝鮮	600	591	570	572	536	531	98.5	95.0	95.3	89.3	88.5
フィリピン	497	522	567	636	681	717	107.2	116.4	130.6	139.8	147.2
米国	83	95	93	85	89	111	114.5	112.0	102.4	107.2	133.7
ベトナム	107	235	370	565	705	1,003	107.2	116.4	130.6	139.8	147.2
ネパール	123	142	234	194	129	125	115.4	190.2	157.7	104.9	101.6
インドネシア	66	92	113	126	144	193	139.4	171.2	190.9	218.2	292.4
カンボジア	23	28	47	43	39	44	121.7	204.3	187.0	169.6	191.3
ミャンマー	3	2	22	43	43	64	66.7	733.3	1,433.3	1,433.3	2,133.3
その他	342	350	342	357	350	375	71.3	69.7	72.7	71.3	76.4
合計	3,276	3,454	3,724	3,949	4,003	4,496	105.4	113.7	120.5	122.2	137.2
国籍数	57	64	66	69	70	66	112.3	115.8	121.1	122.8	115.8

(表 1 6 国・地域別住民数比較)

(単位：人、%)

国・地域	高松市 H31. 3. 31			香川県 H30. 6. 30		全国 H31. 3. 31		
	人数	構成 比%	前年 比%	人数	高松市 の比率	人数	構成 比%	前年 比%
中国・台湾	1,333	29.6	103.6	3,979	33.5	825,404	30.2	104.8
韓国・朝鮮	531	11.8	99.1	894	59.4	449,634	16.5	99.8
フィリピン	717	15.9	105.3	1,772	40.5	271,289	9.9	104.1
ブラジル	33	0.7	94.3	182	18.1	201,865	7.4	105.5
ベトナム	1,003	22.3	142.3	2,340	42.9	330,836	12.1	126.1
ネパール	125	2.8	96.9	153	81.7	88,951	3.3	111.1
米国	111	2.5	124.7	167	66.5	57,500	2.1	103.2
インドネシア	193	4.3	134.0	683	28.3	56,346	2.1	112.7
その他	450	10.0	92.9	2,318	19.4	505,614	18.5	106.8
合計	4,496	100.0	112.3	11,805	38.1	2,731,093	100.0	106.6

高松市：高松市作成資料 香川県：香川県 HP より 全国：法務省統計より

### ③ 在留資格別

高松市の令和元年9月30日時点での在留資格、男女別の市民は次のとおりであり、技能実習及び永住者の人数が多い。技能実習では男性が女性の2倍を超え、永住者では、女性の方が多。永住要件は、原則として日本に10年以上継続して滞在することとされているが、日本人の配偶者は、3年に短縮されていることが要因として考えられる。

(表 1 7 高松市令和元年 9 月在留資格別住民数) (単位:人、%)

在留資格	男	女	合計	構成比	就労	最長在留期間
一般の在留資格						
技能実習	934	427	1,361	28.4	○	3年
留学・研修	320	231	551	11.5	×	4年3ヶ月
技術・人文知識・国際業務	139	104	243	5.1	○	5年
家族滞在	63	82	145	3.0	×	5年
特定活動	61	34	95	2.0	△	5年
技能	46	2	48	1.0	○	5年
教育	19	11	30	0.6	○	5年
その他	28	15	43	0.9	○	5年
	1	1	2	0.0	×	5年
小計	1,611	907	2,518	52.5		
特定技能	0	0	0	0.0	○	5年
地位に基づく在留資格						
永住者※	501	880	1,381	28.8	無制限	無制限
日本人の配偶者等	86	149	235	4.9		5年
永住者の配偶者等	26	24	50	1.0		5年
定住者	70	119	189	3.9		5年
特別永住※	210	212	422	8.8		無制限
出生による経過滞在者	2		2	0.0	-	60日
小計	895	1,384	2,279	47.5		
合計	2,506	2,291	4,797	100.0		

(参考) 在留資格一覧 出入国在留管理庁ホームページを一部加工

(表18 日本において行うことができる活動の類型に基づく在留資格)

在留資格	該当例	就労の可否
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	可
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	可
教授	大学教授等	可
芸術	作曲家、画家、作家等	可
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	可
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	可
高度専門職	ポイント制による高度人材	可
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	可
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	可
医療	医師、歯科医師、看護師等	可
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	可
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	可
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	可
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	可
介護	介護福祉士	可
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	可
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	可
特定技能	特定産業分野の各業務従事者	可
技能実習	技能実習生	可
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等	指定
文化活動	日本文化の研究者等	否※
短期滞在	観光客、会議参加者等	否※
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生	否※
研究	研修生	否※
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子	否※

否※ 資格外活動の許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

(表19 日本において有する身分又は地位を有する者として活動を行うことができる在留資格)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
特別永住者	

※永住者は、原則10年以上継続して日本に在留している者のうち、次の3つの要件を満たす者を対象とし、法務大臣が永住を認めた者である。

1. 素行が良好であること
2. 独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること
3. その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

※特別永住者は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められた在留資格である。

第二次世界大戦中に日本国民とされた在日の朝鮮（韓国と北朝鮮）、台湾の人たちについて、サンフランシスコ平和条約締結と同時に日本国籍を失ったが、日本への定住などを考慮して永住を許可したもので、永住者と異なり、素行が良好でなくとも、日本の利益に一致しなくとも、生活基盤がなくとも認められる。

在留資格別の人数と比率について、日本全体及び香川と比較すると次のようになり、高松市では技能実習の比率が全国よりも16ポイント程度高いことが特徴といえるが、香川全体では技能実習が約42%を占め、全国に比べ、高い傾向にある。

香川の中では、留学は約90%が高松市であり、永住、特別永住、技術・人文知識・国際業務は半数を越え、日本人の配偶者等も42%が高松市である。高松市の比率が少ないのは、技能実習と定住者である。

(表20 在留資格別人数比較)

(単位：人、%)

	在留資格	永住者	技能実習	留学	特別永住	技術※1	配偶者等※2	定住者	その他	合計
高松市	人数(人)	1,381	1,361	551	422	243	235	189	415	4,797
	構成比(%)	28.8	28.4	11.5	8.8	5.1	4.9	3.9	8.6	100
香川県	人数(人)	2,613	4,942	600	649	397	551	667	1,386	11,805
	高松市の比率	52.9	27.5	91.8	65.0	61.2	42.6	28.3	29.9	40.6
	構成比(%)	22.1	41.9	5.1	5.5	3.4	4.7	5.6	11.7	100.0
全国	人数(人)	771,568	328,360	337,000	321,416	225,724	142,381	192,014	412,630	2,731,093
	構成比(%)	28.3	12.0	12.3	11.8	8.3	5.2	7.0	15.1	100

※1 技術・人文知識・国際業務 ※2 日本人の配偶者等

出典：高松市は令和元年9月30日現在の高松市作成資料より、香川県と全国は平成31年3月31日現在 香川県、及び法務省のホームページより

香川県労働局のデータによると、香川県の就労届の73.2%を技能実習が占めている。就労業種について、技能実習のみのデータは公表されていないが、外国人労働者数8,703人に対し、製造業が55.8%を占め、次は卸売・小売業8.5%、農業8.1%と製造業の比率が突出しており、技能実習の多くは製造業に従事しているものと思われる。

(5) 高松市関連部署

監査に先立ち、外国籍の者に関連する事務等の有無についてアンケートを実施したところ、次の部署から何らかの回答があった。これらについてヒアリングを実施し、必要に応じて監査の対象とした。

(表 2 1 高松市アンケート回答部署)

部	課	対象	部	課	対象
市民政策局	市民課	○	創造都市 推進局	観光交流課	○
総務局	広聴広報課	○		観光交流課都市交流室	○
財政局	納税課	○		文化財課	○
	市民税課	○	都市整備 局	美術館美術課	○
健康福祉局	資産税課	-		公園緑地課	-
	子育て支援課	-	市営住宅課	-	
	こども園運営課	-	教育局	学校教育課	○
	保健対策課	○	消防局	情報指令課	○

このほか、12ページに記載している、政府が策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に具体的に記述がある政策の関連部署として、国民健康保険、一般的に問題があるとされる事項として生活保護の担当部署を監査対象とした。

## 2 インバウンド関連事務

### (1) 担当部署・情勢等

高松市の観光政策は、観光交流課が担当している。概ね、国内からの観光については、市が単独で実施しているが、海外からの観光については、県の観光協会などが主体となり、市は負担金を払って、協力して実施している。

インバウンドにも影響のある瀬戸内国際芸術祭は、香川県を中心に組成された実行委員会が主体となって実施されている。高松市の担当部署は、観光政策を担う観光交流課ではなく、文化芸術振興課であるが、観光滞在につなげるように働きかけている。

地域としては、屋島と塩江に活性化基本構想を策定しており、これは、インバウンドも対象としている。塩江は空港も近いことから、ゴルフと温泉という組合せも人気があるとのことである。日韓関係の悪化から、韓国からの観光客は落ち込んでいるものの、インバウンド全体としては、昨年と比べ好調、とのことである。

観光客の増加ほどには、地元商店の売上増加にはつながっておらず、ナイトコンテンツの充実、体験型の観光の充実とともに、今後の課題と認識されている。

そのほか、インバウンド向けに、市独自のホームページ、エクスペリエンス高松を運営している。

### (2) ビジット香川誘客重点促進事業（観光交流課）

#### 1) 事務の概要

外国人観光客の来訪を促進するため、観光客増加が期待できる韓国、中国、台湾、香港等、主に東アジアを対象に、香川県の魅力をPRする等の誘客活動を行う事業である。

今後の予定としては、これまで取り組んできた高松空港の定期路線就航先であるソウル、上海、台北、香港に加え、高松・台北線の乗り継ぎによる誘客が期待できるタイなどを対象に、観光キャンペーンの実施など誘客活動を実施するとともに、近隣県等とも広域的に連携したプロモーション活動に取り組む、とされている。

この事業に関して、高松市は補助金の約2割を負担しており、平成28年度から、負担額は、1億円を超えている。

(表2-2 ビジット香川誘客重点促進事業への高松市補助金実績 (単位:千円))

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
台湾			19,264	40,019	43,746	49,920	57,776	42,185
中国	28,923	24,416	20,328	17,689	24,155	27,378	27,244	27,762
韓国				13,491	27,736	27,062	38,533	42,937
香港						14,508	17,560	23,053
計	28,923	24,416	39,592	71,201	95,637	118,870	141,115	135,939

負担の考え方：香川県1/2、残りを人口割（高松市負担割合21%）



※切捨て表示のため、表の合計金額と縦の合計は一致しない。

## 2) 監査手続き

### ① 業務管理

事業内容、収支について関係資料により内容を確認するとともに、適切な手続を経て補助金が支出されていることを確認した。

### ② 施策の有効性

高松空港の国際線の旅客輸送実績と香川県外国人延べ宿泊客数の推移は x x ページの通りであり、来訪する外国人観光客は順調に伸びているが、同時に支出する補助金も増えている。

特に、韓国向けの補助金が増えているが、徴用工、慰安婦問題などを契機に、韓国便も令和元年度中に、週7便から3便に減便されている。減便を受け、香川県知事は記者会見で、引き続き、利用促進に努めると発言しているが、補助金の目的、対象、支出額の水準について、どう決定していくのか、注視する必要がある。

表 2 3 高松空港国際線年度ごと週あたり往復便数 (単位：便)

路線	開設年月	年度						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ソウル	H4 年 4 月	3	3	3	3→5	5	5→7	7→3
上海	H23 年 7 月	3→4	4	4	4→5	5	5	5
台北	H25 年 3 月	2→4	4	4	4→6	6	6→7	7→6
香港	H28 年 3 月	-	-	-	3→4	4	4	4→5

出典：ホームページ、報道資料などから監査人が作成

インバウンドに関しては、補助金の効果を計り難い面はあるが、平成29年2月に出された百十四経済研究所の調査研究によると、外国からの観光客が香川県で消費する平均額は、1泊あたり27,920円と試算されている。費用対効果の検証を行い、過剰な支出にならないように注意していくことが望まれる。この事業は香川県が主導で実施されていることから、県に対して情報開示を求め、市の負担が妥当な水準であることを確認する必要がある。高松市では、費用対効果について、毎年(公財)高松コンベンションビューローが算出している、コンベンション開催による経済波及効果などを参考に、補助金支出の妥当性について検討している。ちなみに、平成30年度の経済波及効果は、60億7千万円と算出されている。(ただしこれは、国内コンベンションを含むものであり、また、コンベンション以外の観光客について計算されたものではない。)

また、不要な支出が行われないよう、事業の内容についても検討している。香川県との共同事業における高松市の負担状況を見ると、

①香川県 1/2、高松市 1/2

②香川県 1/2、残りを人口割（高松市負担割合 21%）

とされているが、②の人口割りの高松市以外の市町分は香川県が負担している。県庁所在地の中核市であり、県の人口や施設が集中していることを考慮したものとのことであるが、インバウンドによるメリットを直接には受けない市民から見ると、不公平感を感じる負担内容となっている。

（意見ー共通①） 香川県等との連携により、市が負担金を支払って実施されるインバウンド対策事業に関して、市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できるよう、検討内容とその結論に至る経過について、開示可能な状態にする必要がある。

これについては、入国者平均消費金額と入国者数との比較など、補助金の性格に応じて、変動した場合に補助内容を検討する指標となる項目を予め設けておく事が望ましい。

また、現在のところ増加傾向にある入国者数が減少に転じた場合など、どのような対応をするのか、検討することが望ましい。

### （3）外国人観光客受入拠点事業（観光交流課）

#### 1）事務の概要

高松市は、外国人観光客受入拠点事業として、平成27年度より公益社団法人香川県観光協会に補助金を拠出して観光案内所を運営している。

なお、公益社団法人香川県観光協会は観光案内所の運営・管理を公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに委託している。

外国人観光客の玄関口は、高松空港と JR 高松駅である。従来から設置されていた高松空港の観光案内所に加え、平成28年3月15日には、JR 高松駅1階コンコースに新たに観光案内所「香川・高松ツーリストインフォメーション」をオープンさせている。

各観光案内所では、香川県内、周辺地域を含めた広域の観光パンフレットを置き、スタッフが多言語対応する他、無料の検索用タブレットを設置するなどしている。

この事業に対する高松市補助金負担の推移は次の通りである。

（表 2.4 外国人観光客受入拠点施設運営事業への補助実績） （単位；千円）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
観光案内所	5,231	12,518	13,170	12,606

負担の考え方：高松駅は香川県 1/2、残りを市町で人口割（高松市負担割合 21%）

高松空港は香川県 1/2、高松市 1/2

利用件数について、県は公表していないが、相当の利用件数があるとのことである。

## 2) 監査手続き

### ① 業務管理

事業の収支計算書を閲覧するとともに、適切な手続を経て補助金が支出されていることを確認した。

### ② 施策の有効性

前述の通り、来訪する外国人観光客は順調に伸びている。今後も費用対効果の検証を慎重に行い、高松市の負担の適切性を確認していくことが望まれる。

(意見ー共通①) 香川県等との連携により、高松市が負担金を支払って実施されるインバウンド対策事業に関して、高松市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できる必要がある。市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できるよう、検討内容とその結論に至る経過について、開示可能な状態にする必要がある。

これについては、入国者平均消費金額と入国者数との比較など、補助金の性格に応じて、変動した場合に補助内容を検討する指標となる項目を予め設けておく事が望ましい。

## (4) 高松市MICE振興戦略(観光交流課)

### 1) 事務の概要

高松市は、「国際会議等の誘致の促進及び開催の活性化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)」に基づき、平成6年に国際会議観光都市に認定されたことから、コンベンションの開催・誘致に関して、国の支援を受けることができる。

(表25 香川県MICE誘致推進協議会負担金実績) (単位;千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
香川県	1,000	8,643	8,662	8,062
高松市	-	6,000	6,000	5,400
計	1,000	14,643	14,662	13,462

負担の考え方: 香川県 1/2、高松市 1/2 (協議会事務局員の人件費は全額県負担)

現在、高松市では、「第6次高松市総合計画」(平成28年度から令和5年度までの8年間を対象)を策定しているが、その中で、「訪れたい観光・MICEの振興」という政策を掲げ、市の特性を生かしてMICE(マイルスー多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称)誘致に積極的に取り組むことを重要課題と位置付けている。また、「たかまつ創生総合戦略」でも、人口減少を抑制する戦略としてMICEの誘致促進の必要性を掲げている。

そのような中、平成28年4月に高松市で開催された「G7香川・高松情報通信大臣会合」を契機として、このノウハウを最大限に活用するとともに、香川県MICE誘致推進方策

(平成28年3月策定)を踏まえて更なる政府系国際会議や大規模MICE等の誘致を官民一体となって推進することを目的として、平成28年11月、香川県MICE誘致推進協議会が設立された。

## 2) 監査手続き

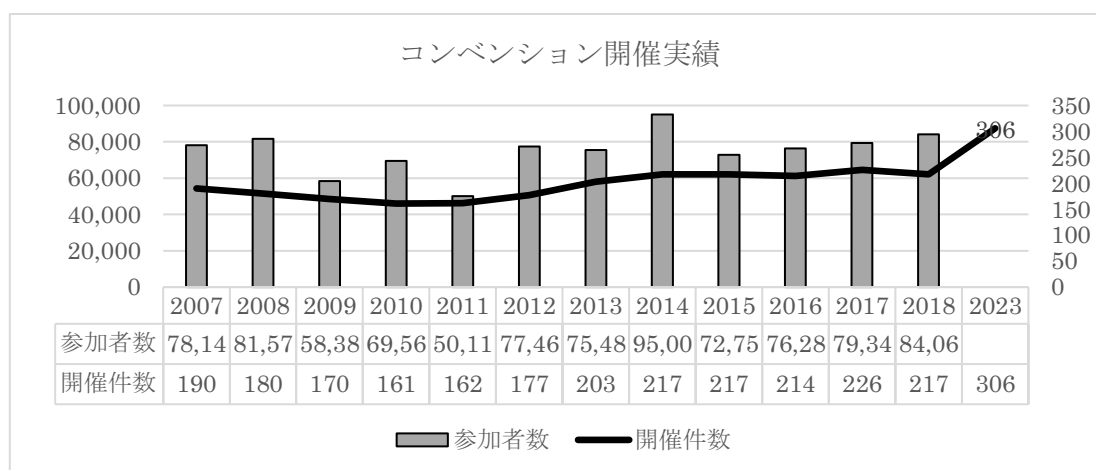
### ① 業務管理

香川県MICE誘致推進協議会総会議案を閲覧し、事業内容、収支、予算について確認するとともに、所定の手続を経て事業負担金が支出されていることを確認した。

### ② 施策の有効性

高松市のMICE目標指標(2023年度)と現在までの推移は次の通りである

(表26 グラフ6 コンベンション開催実績推移)



(表27 グラフ7 国際会議開催実績推移)



(高松市・三木町・直島町・綾川町の統計/高松観光コンベンション・ビューロー調べ)

MICE誘致の実施主体は、香川県MICE誘致推進協議会と公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローである。両者は連携して互いに得意分野を補完しあって、観光資源のブランド価値の向上、情報発信の強化、MICEの誘致に積極的に取り組んでいる。なお、香川県としては、ユニークベニュー等も含め、県内全域での開催を目指しているものの、コンベンション施設や宿泊施設が高松市に集中し、県外からのアクセスも良いため、高松市への誘致活動がメインになっている。

高松市は知名度の高い国際会議の開催実績や、特色ある地域資源、開催支援制度を有しながらも、コンベンション開催件数及びそのうちの国際会議の開催件数の推移はともに横ばい傾向にある。高松市は、高いMICE潜在能力を持ちながら、目標数値を達成できるほどには、その強みをプロモーションや誘致に十分活用できていないと思われる。

しかし、平成30年度に新たに「かがわMICEプロモーション映像」や「かがわユニークベニュー&エクスカーションガイド」が制作され、2023年度完成を目指す新県立体育をはじめとしたハード面の整備も進められたりと、確実に誘致ツールの強化が図られている。地域の文化的・社会的・経済的特性を生かし、今後の更なる誘致活動の展開が期待される。

#### (5) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローへの補助（観光交流課）

##### 1) 事務の概要

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、国際会議等の誘致および支援、国内外からの観光客の誘致および受入、サンポート高松を拠点としたにぎわい創出事業などを通じて地域経済の活性化を図っていくため、県、市、民間企業・団体の協力によって平成6年に設立された。

高松市は、当法人の設立に際し、3億円を出捐しているほか、毎年の事業等に対して、補助金を交付している。補助金負担割合は、事業によって異なる。コンベンション誘致事業については高松市の単独補助、サンポート高松の賑わい創出事業については香川県の単独補助、団体旅行助成金や国外旅行会社招請については県と市が折半で補助、などとなっている。次の通り、高松市は、補助金等のうち約7割を負担している。

(表28(公財)高松観光コンベンション・ビューロー補助金収入実績) (単位：千円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
国庫補助金	-	-	376	101	-
香川県補助金	7,206	8,532	8,136	8,816	8,489
高松市補助金	99,032	102,850	101,272	94,292	91,644
開催支援補助金	31,060	37,700	29,906	30,000	28,244
計	137,298	149,082	139,690	133,209	128,377
高松市の占める割合	72%	69%	72%	71%	71%

## 2) 監査手続き

### ① 業務管理

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの事業計画書・経営報告書・収支決算書・予算書等を閲覧し、事業内容・収支・予算について確認するとともに、適切な手続を経て補助金が支出されていることを確認した。

### ② 施策の有効性

前述の通り、来訪する外国人観光客は順調に伸びているが、国際会議等の誘致は横ばいで推移している。前に記したコンベンション統計によると、毎年60億円程度の経済波及効果が出ている。

コンベンションの誘致については、国内のみならず競合する都市が増えており、高松市としては、地域活性化のために必要な補助と考えられている。

(意見-共通①) 香川県等との連携により、市が負担金を支払って実施されるインバウンド対策事業に関して、市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できる必要がある。市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できるよう、検討内容とその結論に至る経過について、開示可能な状態にする必要がある。

当補助金については、統計により効果を確認しているが、この統計は、補助金を受ける主体である公益財団法人が作成したものであることから、算出根拠について、高松市でも確認する必要がある。

## (6) 高松港クルーズ客船歓迎事業(観光交流課)

### 1) 事務の概要

高松港は、日本で最初に国立公園に指定された瀬戸内海に面し、青い海にみどりの島が浮かぶ美しい地域である。また、客船専用岸壁の背後には市街地があることから、歴史的な観光地も数多く存在している。更には船や鉄道、バスで各地へアクセスできるターミナル機能があることから、全国有数の魅力的な港となっている。

そのような環境に恵まれた高松港玉藻地区(サンポート高松)には、平成23年の拡充により、5万トン級の船舶が接岸できる岸壁が整備されている。このような優位性を生かして、国際交流や地域活性化を図るため、平成29年度よりクルーズ客船の誘致活動や寄港時の歓迎行事の実施を行う事業を行っている。

事業の負担金の実績は次の通りである。

(表 29 高松港クルーズ客船歓迎事業に係る負担金実績) (単位：千円)

	H29 年度	H30 年度
報償費	720	842
旅費	373	995
印刷製本費	-	507
委託料	3,516	4,102
使用料及び賃借料	432	354
計	5,042	6,800
高松市の負担金	2,500	3,400

負担の考え方：香川県 1/2、高松市 1/2

## 2) 監査手続き

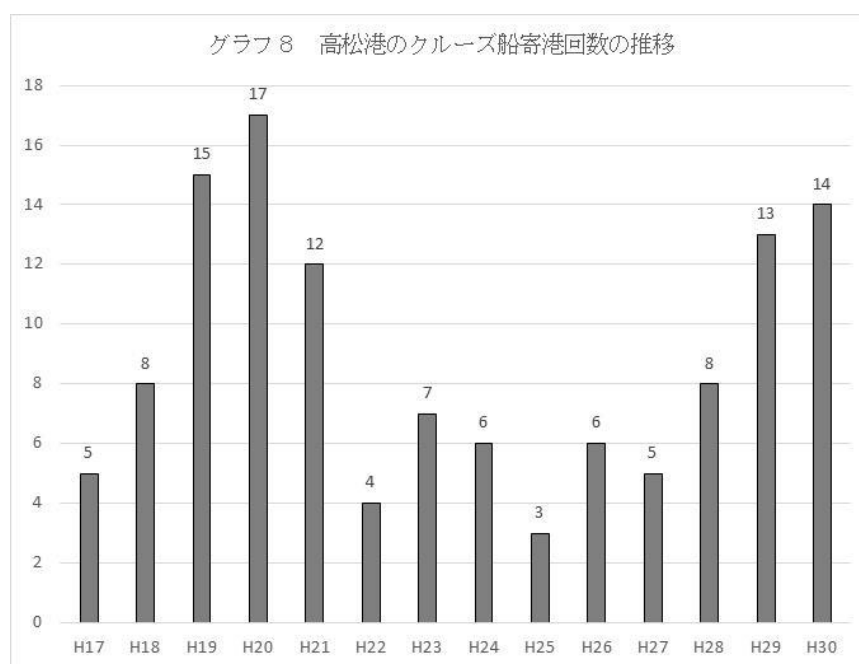
### ① 業務管理

高松港に入港したクルーズ船に対する各年度の対応を確認し、費用内訳と負担金の計算を確認した。

### ② 施策の有効性

クルーズ船が寄港すると、一度に数百人から数千人の旅客が訪れる。受入地域にとっては、地域経済を活性化させるだけでなく、旅行者の満足度が高まれば、その地域の評価・知名度を向上させ、その地域への旅行者のリピーターを獲得する重要な機会となり得る。

高松港のクルーズ船寄港の状況は次の通りである



出典：国土交通省 四国クルーズレポート

寄港するクルーズ船の誘致によって訪れる人を増やすことも重要施策であるが、増えた観光客に対して、消費してもらう工夫を打ち出していくかが、今後の課題と思われる。

消費量が多いことは、顧客満足につながり、誘致の目的の一つである知名度向上やリピーターの増加につながる。

この事業は始まったばかりではあるが、市街地への動線の確立、市内消費拡大のための施策（キャッシュレス対応、ニーズに合った商品の取り揃え等）など、各種関係者が協働することで効果を上げるための施策をバックアップしていくことが望まれる。

### 3 多言語対応事務

#### (1) 概要

外国人に関連する事務は多岐にわたるため、多くの部署にまたがって実施される。高松市では、表2-1に記したように、各部署がそれぞれ所管する事務を行っている。

なかでも、多言語対応については、短期滞在の旅行者、中長期滞在者ともに共通するため、関連部署が多くなっている。

それぞれの部署が、所轄官庁からの要請により対応しているため、高松市としての多言語対応の基本方針は策定されていない。観光交流課都市交流室に、多国語対応の職員が配置されていることから、多くの部署は、交流室に相談している実態はあるが、各部署の多言語対応を取りまとめる組織はない。このため、他の項にも記載したように、必ずしも求められる多言語化が行われていない。

インバウンドの観点から見ると、観光地の多言語化は地域や施設によりまちまちであり、表示方法やスタイルにも統一性は見られない。

(意見-共通②) 多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。

#### (2) 各部署で実施されている多言語対応

##### 1) 多言語対応通訳サービス (情報指令課)

###### ① 事務の概要

30年度歳出額 207千円 (切り上げ) 財源: 市 (ただし交付税措置される)

119番通報や、災害現場での対応を円滑に行うことを目的とした多言語対応通訳サービスを、平成29年5月1日から委託により開始している。

これは、2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピ



ック開催による訪日外国人の増加に備え、消防庁消防・救急課長名での119番通報時の多言語対応についての要請を受けて実施したものである。

「外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策」に記載されている事務である。

平成30年12月時点で、四国では高松市のみが導入していた。

委託内容は、119番通報時及び、現場活動時に3者通話にて、通訳を行うというものである。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語を必須としているが、他の言語に対応しても差し支えない、としている。

年間委託費は206,664円であり、多額ではないが、利用実績も次のとおりである。

(表30 通訳サービス利用件数)

年度	H29	H30	H31 (～R1年7月18日)
件数	2	7	5

委託契約では、利用は年間5件程度とされており、今後、利用が増えると、委託契約の見直しが必要となる。また、他の自治体とも同様の契約をしているため、通報が重なると、すぐに対応できないとされている。大規模災害時に通訳が集中した場合、対応できない可能性がある。

消防庁では、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を開発し、香川県がこれを導入し、各自治体に提供している。このため、令和元年11月時点で、香川県内では、100%導入されている。

## ② 監査手続き

### イ 契約事務

委託業務の実施資料を閲覧し、仕様書が作成され、委託業務が実施可能である3者による見積もり合わせの結果、委託業者を決定していることを確認した。

### ロ 業務管理

通訳サービス利用の都度、利用報告書を作成し、情報指令課長に報告することとされている。平成30年度7件の利用報告書を閲覧したところ、次のようなものであった。

(表31 通訳サービス利用実績)

項目	対応不可	迷子	留学生	市民
件数	1	2	1	1
国	パキスタン	中国・韓国	フランス	パキスタン

救急通報に緊急でないものが多いことは、従来から問題とされているが、外国語による通報でも、同様の傾向が見られる。前に記したように、委託先は、複数の自治体の救急に対応しており、本当に緊急な通報に対応できない場合もある。病気やケガの際の緊急時には11

9番に通報することと同時に、救急車の適正利用を広報する必要がある。

#### ハ 施策の有効性

当制度の導入については、高松市ホームページに掲載されているが、日本語による説明にとどまっている。また、外国の方、特に旅行者の方は、緊急時には119番に通報すること自体を知らないとのことである。

「多言語対応通訳サービス」自体を翻訳したうえで、外国人観光客を対象として他部署で作成しているエクスペリエンス高松などに掲載することが望まれる。

(意見-共通③) 外国人への制度等の広報について、どのようなときにどこに連絡すればよいのかわかるように、多言語対応したホームページ等にまとめて掲示することが望ましい。

### 2) 夜間診療（保健対策課）

#### ① 事業の概要

高松市は、夜間の急病患者に対する応急的な診療を、委託により実施している。

外国人の夜間診療に備え、委託先である高松市医師会は、委託料の中から市販の翻訳機を購入している。

夜間に行う初期救急医療であるが、救急医療であっても、前に記した救急時の翻訳は、病院に引き渡すまでを対象としているため、それ以降の多国語対応は、病院で行う。

#### ② 施策の有効性

一般の翻訳機では、医療の専門用語などには対応せず、症状の微妙な表現—しくしく痛い、錐で突かれたように痛い、などにも対応は困難であると思われるが、県内公立病院の医師によると、「一般の疾病であれば、翻訳機で十分対応可能。手術もできる。」とのことである。

短期滞在者は日本の保険制度には加入していないので、現金で支払うが、令和元年7月時点で、未収が発生したことはない。

一方で、夜間診療に関する、外国人旅行者等の認知度は低いとのことであり、宿泊施設に周知するとともに、原則的に日本語で診療することなどを含め、多国語ホームページにまとめて掲載することなどについて、検討が望まれる。

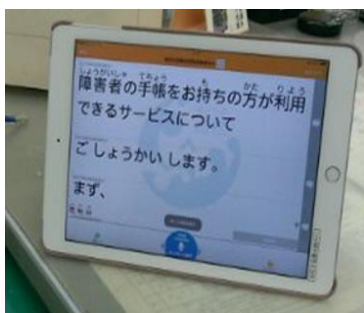
(意見-共通③) 外国人への制度等の広報について、どのようなときにどこに連絡すればよいのかわかるように、多言語対応したホームページ等にまとめて掲示することが望ましい。

### 3) 音声リアル文字化アプリ等掲載タブレット（UD トーク）の導入（障がい福祉課）

#### ① 事務の概要

令和元年度予算額 4,655千円 財源：高松市、地方創生推進交付金

手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例に基づき、香川県難聴児（者）親の会と協働して実施したUD（ユニバーサルデザイン）たかまつプロジェクトで実証したアプリを導入したものであり、本来多言語に対応することを目的としたものではない。しかし、仕様書に「翻訳アプリを導入すること」とされており、業務上の多言語対応にも利用できる状態とされている。



## ② 監査手続き

### ・契約事務

委託業務の実施資料を閲覧し、仕様書が作成され、随意契約による理由が合理的であることを確認した。

契約額については、親機1,244千円、子機1,678千円であり、市役所内に7台、4つの総合センター、みんなの病院（市立病院）、こども未来館、危機管理センター、保健センターに各1台、合計15台が設置されている。

### ・業務管理

令和元年7月の監査時点で導入されたばかりであり、使用方法など研修中の状況であった。利用状況を見て、次年度の契約について検討されると思われるが、本来の難聴者への対応のみならず、多言語対応についても周知され、十分に活用されるよう、ブラッシュアップされることを期待する。

## ③ 施策の有効性

令和元年度に導入されたばかりであるが、利用実績等を勘案し、他部署での利用も検討することが望まれる。

## 4) 美術館（美術課）

### ① 概要

高松市は、昭和63年に、高松市中心部に位置する日本銀行高松支店の跡地に建設された高松市美術館と、旧塩江町が平成6年に建設した塩江美術館を運営している。

高松市美術館では、平成28年のリニューアルオープンにあわせ、従来から作成していた日本語、英語のパンフレットに加え、ハンダ語・中国語のパンフレットを作成した。

また、ホームページは5か国語に対応したものを美術課で作成し、市のホームページにリンクしている。

高松市美術館の国別入館人数は次のように推移している。(平成31年度は年度途中)

(表3-2 高松市美術館特別展外国人入館人数の推移) (単位:人)

年度	H28	H29	H30	H31	合計	比率
特別展数	3	5	5	1	14	-
中国	46	186	190	163	585	30.1
香港	73	64	60	37	234	12.0
台湾	40	31	48	60	179	9.2
韓国	27	73	104	35	239	12.3
米国	28	56	37	11	132	6.8
オーストラリア	20	23	32	29	104	5.3
その他	70	181	160	61	472	24.3
合計	304	614	631	396	1,945	100.0
総数	11,593	53,290	22,950	3,441	91,274	-
割合%	2.6	1.2	2.7	11.5	2.1	-

特別展のジャンルごとに集計すると、次のようになる。

(表3-3 特別展ジャンル別入館外国人数) (単位:人)

ジャンル	現代アート	日本画	版画	写真	絵本	工芸	合計
特別展数	7	2	1	1	1	2	14
中国	385	51	10	79	27	33	585
香港	145	19	15	28	11	16	234
台湾	114	12	14	20	4	15	179
韓国	139	29	6	35	9	21	239
米国	76	19	12	11	6	8	132
オーストラリア	82	9	5	1	0	7	104
その他	267	82	29	47	11	36	472
合計	1,208	221	91	221	68	136	1,945
総数	23,101	13,569	6,693	27,863	13,594	6,454	91,274
割合%	5.2	1.6	1.4	0.8	0.5	2.1	2.1

なお、塩江美術館については、国別の統計等は実施されておらず、高松市美術館に比べ、パンフレットなどの多言語対応は行われていない。

塩江美術館は、平成31年にリニューアルオープンしている。両美術館の展覧会利用者数

は次のように推移している。

(表 3 4 高松市の美術館展覧会入館者数推移) (単位：人)

項目	美術館	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入場者数	高松	92,040	91,714	2,655	121,783	131,045	89,692
	塩江	14,421	11,630	12,770	13,642	11,842	4,883
1日平均	高松	299.8	391.9	442.5	395.4	425.5	277.3
	塩江	45.1	37.4	40.8	43.9	38.4	42.5

高松市美術館：平成27年1月から28年3月まで休館

塩江美術館：平成30年8月から31年3月まで休館

## ② 施策の有効性

高松市は、瀬戸内国際芸術祭を機に、アートを観光振興の一つの軸としており、インバウンドに対しても同様である。

平成31年度（令和元年度）は、3年ごとに開催される瀬戸内国際芸術祭の開催年でもあり、高松市美術館の現代アートの特別展には、1回で396名の外国人が入場している。

塩江地区は、塩江温泉郷観光活性化基本構想が策定され、エクスペリエンス高松の中でも、訪れるべき場所の1位とされているが、塩江美術館は、この基本構想の中でもほとんど触れられていない。一方で、令和元年には、リニューアルオープンとともに、基本構想に記載されている、ガソリンカーに関する企画展を実施し、2,364人が入場している。

(意見ー共通②) 多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。

## 5) 文化財（文化財課）

### ① 施策の概要

高松市の文化財は、市長部局である創造都市推進局の文化財課が、教育委員会の補助執行を行っている。

市の文化財の中で主要なものとしては、高松城（玉藻城）跡、屋嶋城跡が挙げられる。

高松城跡については、市の文化財であるとともに、重要な観光地でもあることから、英語表記の説明板を整備したほか、英語版の書籍も販売している。書籍は、公益法人の助成事業で実施できたため作成したもので、他の文化財関連文献は、翻訳されていない。



文化財課で多言語化したものには次のようなものがある。

- ・高松城跡 入場料を徴収する施設であり、指定管理者が管理している。

説明板、書籍のほか、観光交流課によりタブレットで高松城跡の復元された姿などを見ることができるバーチャルソフトを日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）、フランス語の6か国語対応で作成している。

- ・屋嶋城跡 石垣のみであり、入館料等は徴収しない。平成28年に石垣を復元してオープンした際に、多言語対応のバーチャルソフトを開発している。

- ・菊池寛 平成30年が没後70年、生誕130年であったことから、菊池寛新聞を作成し、学校等に配布している。これについて、英訳を作成し、高松市中央図書館に併設されている記念館に展示したほか、ホームページからも閲覧できることとしている。

## ② 施策の有効性

担当部署では、次の点について、課題として認識している。

- ・観光地である屋島山上の説明板について、統一性がない。
- ・菊池寛について、認知度が高まっていない。特に記念館には、外国からの観光客は、ほとんど来ることはない。

確かに、市の中心部には、「菊池寛通り」と名づけられた通りがあり、ここには、「父帰る」の像が設置されているが、若年層を中心に、日本人であっても、菊池寛が文藝春秋を創刊したこと、あるいは作家であることすら知らない人も増えている。

あまり知られていないが、高松市の中央公園には、野球の一代を築いた三原・水原の像がある。菊池寛のみならず、高松市にゆかりのある文化関係者を洗い出し、これらの方々について、高松市政の中での位置づけを検討するなど、何らかの検討が必要と思われる。

(意見-共通②) 多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。

## 6) その他

高松市役所の案内板を見ると、英文での表記は行われているが、多言語対応できる場所等について知ることはできない。

外国からの入国者に対しては、高松空港、JR 高松駅にインフォメーションを置いて対応している。旅行者に比べ、住民登録する人数は少なく、また、居住者となるのであれば、ある程度日本語にも日本の習慣にも適応してもらうことが必要であるとはいえ、やや不親切であるように思われる。

市役所の受付に、UD トークなどの設置場所等言語ごとに対応可能な場所を表示することなどにより、日本語以外の対応が可能な個所が一覧で把握できる方法について、検討することが望まれる。

(意見―共通②) 多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。

#### 4 外国籍の住民に関する特有の事務

##### (1) 住民登録（市民課）

###### 1) 事務の概要

3か月を超えて滞在する、在留資格等を有する外国人が高松市で居住する場合は、市民課で住民登録を行う。

市民課が、外国人が空港等の入国管理局で受け取った在留カードに基づき、住民基本台帳に国籍、在留資格、在留期間等の情報を登録すると、高松市の市民となる。

多言語対応として UD トーク等による翻訳を可能としているほか、英語、中国語については、常駐の通訳者を通じて対応を行っているが、生活を行う上で必要な情報の提供や留意事項については、翻訳したチラシを配置しているものもあるが、おおむね日本語の資料一式を渡すことで対応している。

高松市に居住することになる外国人が最初に訪れる部署は、市民課の窓口である。市民課を通じて、外国人が生活を行う上で必要な情報の提供や留意事項の情報を、外国人が理解できる方法で伝え、あるいは、これらの情報を収集できる場所を示すことで、外国人が地域と共生できる手段を講じることが望まれる。

(意見―共通④) 外国籍の住民に関しては、最初の窓口である住民登録の時点で、各種の情報収集及び情報提供を行っているが、日本語を十分に読めない外国人が理解できる方法によって行うなど、実効性のある方法を検討することが望まれる。

##### (2) 帰国児童等指導援助事業（学校教育課）

1) 事務の概要

令和元年度予算額 4,374千円 財源：高松市単独

高松市は、日本語指導を必要としている帰国児童生徒・外国人児童生徒に対する学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、語学面での学校生活等への適応を支援する事業を行っている。

令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、日本に居住する外国人等が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができるようにするための日本語教育の推進が図られることになった。同法律26条において、地方公共団体は、国の施策を勘案して、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

高松市はこれ以前より、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行っており、その実績は次のとおりである。

(表35 日本語指導支援を受ける児童生徒数)

(単位：人)

言語	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
中国語	21	25	20	17	18	10
タガログ語	10	10	14	14	15	16
英語	3	3	5	3	2	9
ハングル語					1	
ポルトガル語	1					
ネパール語		2	1	2	2	1
スペイン語		3			3	
インドネシア語		1		1		
ドイツ語						1
アラビア語						1
ウルドゥー語						1
ベトナム語						2
計	35	44	40	37	41	41
うち小学校	22	34	32	24	29	30
うち中学校	13	10	8	13	12	11

※ 令和元年度は11月末時点実績

※ 8割程度が外国籍児童生徒

(表36 外国籍児童・生徒数)

(単位：人・%)



年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	総数	23,695	23,466	23,413	23,135	23,032	22,900
	外国籍児童	93	98	91	96	98	89
	比率	0.39	0.42	0.39	0.41	0.43	0.39
中学校	総数	11,606	11,538	11,366	11,345	11,069	10,971
	外国籍生徒	48	46	40	43	44	48
	比率	0.41	0.40	0.35	0.38	0.40	0.44
外国籍児童・生徒計		141	144	131	139	142	137

高松市では、小・中学校へ日本語指導者の要否を確認するとともに、定期的に児童生徒の実態確認・調査を行っている。要支援者を確保し、必要な言語等を勘案の上で指導者派遣の調整・決定を行う。人材が不足する場合は、公益財団法人香川県国際交流協会（アイパル香川）に応援を要請することもある。また、指導後には、指導者への謝金支払事務を行う。

## 2) 監査手続き

### ① 業務管理

小・中学校への通知文・関係書類、日本語指導者への委嘱状等を確認し、適切に管理が行われていることを確認した。

### ② 施策の有効性

外国人児童生徒等の教育の推進については、高松市教育委員会の作成する「教育指針」に示しており、これは文部科学省における「帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策」、「外国人児童生徒受入れの手引き」の方向性とも合致する。

派遣については、原則として月2回程度、1回あたりの指導時間は2時間程度、年間上限20回とされているが、児童生徒によってはこれでは不十分なケースもあり、市としてはできるだけの支援をしようと努力している。しかし、指導者不足により平成30年度予算4,357千円に対し、支出実績は1,632千円（支出割合37%）となっている。指導者を確保するためには、そのための財源を確保することも重要である。

（意見）今後、帰国児童等指導援助制度の対象者は、増加していくことも予想される。安定的かつ実効性のある施策実施のために、日本語指導が可能な人材を発掘することが望まれる。

そのためには財源を確保する必要があり、指導者の育成方法についても、検討が必要と思われる。

## （2）外国籍の住民の就学事務（学校教育課）

## 1) 事務の概要

令和元年度予算額 なし

### ① 制度と国の方針

普通教育を受けさせる義務は、日本の国籍を有する者に課されたものであるため、外国籍者には、子どもを小・中学校に通わせる義務はない。

一方で、教育を受ける権利については、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和54年条約第6号)を批准し、同規約第13条第1項及び第2項に基づき、公立の小学校・中学校等では入学を希望する外国人の子どもを無償で受け入れる等の措置を講じることとされている。これらの取組により、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障しているが、現時点では「就学の義務付け」は行っておらず、結果として「不就学」状態となっている子どもたちが存在する。

令和元年7月時点で、義務教育を受けている生徒・児童は147名であり、不就学は4名、転居・出国(予定を含む)9名、就学状況が確認できない者は6名であった。

文部科学省からは、「外国人児童生徒教育の充実について」(平成18年6月22日付け18文科初第368号 初等中等教育局長通知)、「定住外国人の子供に対する緊急支援について」(平成21年3月27日付け20文科初第8083号 初等中等教育局長通知)、「外国人の子どもの就学機会の確保にあたっての留意点について」(平成24年7月5日付け24文科初第388号 初等中等教育局長通知)、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」(平成31年3月15日付け30文科教第582号 総合教育政策局長・初等中等教育局長通知)と、矢継ぎ早に通知が出され、国を挙げて受入体制の整備・就学後の教育の充実を実現しようとしている。

しかし、そもそも就学に困難を伴う子供を持つ親についても、日本への入国を認めるのであれば、その子供たちに関する就学の事務負担を基礎自治体に求めることについては、疑問を感じることもある。今後、この方々の就学に関する事務が増大したり、高松市内で、外国籍であることをもって日本の義務教育を受けないことで市民や市に負担が生じるようであれば、国に対して在留資格の認定について意見を言う必要がある。

### ② 高松市の状況

高松市は、住基システムと連動した学齢簿システムにより、常時、対象児童・生徒を確認・管理しており、外国籍者については在留カード(写)と照合している。

入学の前年9月には保護者等に対して就学案内を送付し、就学願の提出を促し、就学願が提出されれば、学校を選定し、保護者と学校に連絡して面談や受入日等を調整する。

また、義務教育の就学年齢にある外国人の子どもが住民登録された場合は、就学の希望を聞き、希望者には就学を案内する。

しかし、現状では、就学希望の有無を確認したうえで、希望があれば案内するという消極的な対応にとどまっている。

### ③ 住民登録時の対応

住民登録手続は、外国籍者本人と直接顔を合わせることでできる貴重な機会である。そのため、住民登録来庁時には、就学希望の有無に関わらず、全員に対して何らかの積極的な勧奨を行うことで、外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないように後押しをすることが望まれる。

地域の実情に応じた、独自の外国語による就学ガイドブックを作成・配布し、就学援助制度等の教育関連情報を的確に提供することも有効であると思われる。

(意見ー共通④) 外国籍の住民に関しては、最初の窓口である住民登録の時点で、各種の情報収集及び情報提供を行っているが、日本語を十分に読めない外国人が理解できる方法によって行うなど、実効性のある方法を検討することが望まれる。

また、パンフレット・ガイドブックに何を記載するべきか、については、部署横断的なプロジェクトチーム又は委員会を設置し、どの部署でどのような困難を想定するのか、情報を収集したうえで、必要な周知内容について検討したうえで決定することが望まれる。

(意見ー共通⑤) 外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。

それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。

不就学の問題は、いかに日本の習慣や文化を含む生活への理解と共生を持って生活できるように啓蒙できるか、ということでもあり、啓蒙活動が重要と思われる。

職場や地域の日本人も含めた幅広い啓蒙活動を行うことが必要と思われる。

(意見ー共通⑥) 日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。

## 2) 監査手続

### ① 業務管理

就学案内の実施資料として就学案内発送の起案書等を閲覧し、所定の手続きが行われていることを確認した。

令和2年1月7日現在で、就学状況が確認できないものは、小学校5名、中学校1名であり、昨年よりも減っている。それぞれ対応した記録は保管されている。

就学が確認できない者は、一人を除き中国籍である。学校教育課では、児童生徒の在留資格は把握できるが、未就学の者の在留資格までは把握できない。

訪問記録によると、訪問しても応答がないため、書類をポストに投函した、という記載が

多く、1世帯については、それにより、就学に結びついている。

一方、転居していることが確認されたものも1件みられる。

日本人も同じであるが、正しい住所で住民登録する必要がある。外国籍の在留者は、住所が変わった場合、在留の記録に反映させる必要があり、市民課で把握していない転居があったとすれば、不法在留につながる可能性もある。市民課に対し、住民登録の状況を確認する必要がある。

## ② 施策の有効性

義務教育の就学年齢にある外国人の子どもが就学願を提出していない場合、市は電話で連絡をしたり、住所地を訪問するなどの対応を行っている。

就学案内の発送について、案内文は英文のみであり、また、記入提出を求める就学願は日本語のみで記載されている。多言語対応はできておらず、就学を推進する対象の国籍にも対応していない。

(表37 就学願の提出件数)

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	30	21	23	22	19
うち新1年生	23	12	16	18	12
うち随時	7	9	7	4	7
中学校	17	12	19	15	21
うち新1年生	15	12	16	11	21
うち随時	2	0	3	4	0
合計	47	33	42	37	40
うち新1年生	38	24	32	29	33
うち随時	9	9	10	8	7
新1年生案内送付数	44	27	39	40	40
就学願提出割合※	86%	89%	82%	73%	83%

※就学願が提出されなかった理由として、転出や就学希望無等がある。

いずれのケースも、市では電話・訪問等でフォローを行っている。

(表38 高松市公立学校に在籍する外国籍児童生徒数)

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	93	98	91	96	98	89
うち 中国	37	44	47	52	58	45
うち フィリピン	15	19	22	19	20	21
中学校	48	46	40	43	44	48

うち 中国	—	27	15	19	16	24
うち フィリピン	—	8	9	12	13	14
合計①	141	144	131	139	142	137
うち 中国②	37	71	62	71	74	69
② ①%	26%	49%	47%	51%	52%	50%
うち フィリピン③	15	27	31	31	33	35
③ ①%	11%	19%	24%	22%	23%	26%

※中国・フィリピン以外は数名ずつ

就学案内文は英語対応のみである。少なくとも、対象者の多い中国語やタガログ語への対応が望まれる。

また、就学願は日本語記載のみであるが、簡単な表形式であるので、多言語に対応することについて、検討が望まれる。

(意見ー共通⑤) 外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。

それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。

生活者向けの多言語対応についても、この仕組みにより検討することが望まれる。

## 5 日本人市民と共通の事務

### (1) 個人住民税賦課・滞納整理事務 (市民税課、納税課)

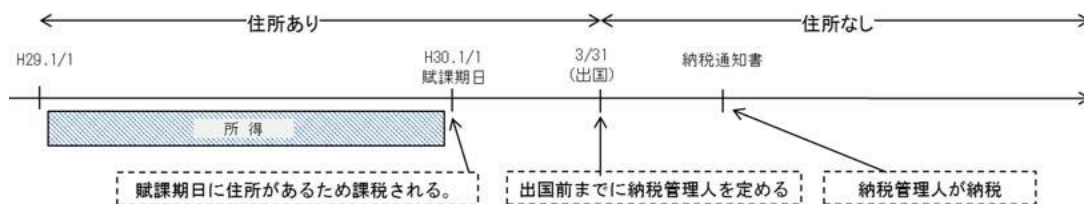
#### 1) 事務の概要

外国人の個人住民税の滞納整理事務は、日本国籍の住民と同じ手続きをとる。

個人住民税は課税手続きの便宜の見地から、前年の所得を基礎として賦課課税され、納期は当年の6月以降となるため、所得を得た時期から納税完了まで約1年ずれることとなり、短期間の滞在の後に出国する外国人について、徴収不能に陥る事態が発生している。

前年中に所得を得ていた者が、賦課期日(1月1日)後に出国した場合、国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。

賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、原則、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定め、当該納税管理人に納付を委任することとなる。



### ① 納税管理人制度

納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている（地方税法第300条第1項）。

ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない、とされている（同法第300条第2項）。

### ② 企業を退職等した場合の個人住民税の徴収

給与所得者については、原則として特別徴収の方法によって個人住民税を徴収することとされている。その給与所得者が給与の支払を受けなくなった場合は、特別徴収義務者は特別徴収の義務がなくなるものであるが、その場合の残税額については、「普通徴収」、「新しい勤務先における特別徴収の継続」、「残税額の一括徴収」のいずれかの方法により徴収することとなる。

「残税額の一括徴収」は、

(イ) 納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合及び

(ロ) 当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合であって、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならないとされているものである（地方税法第321条の5第2項）。

### ③ 外国人等に対する個人住民税の賦課徴収における課題

賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、現行制度では納税管理人の設定や残税額の一括徴収制度等により対応することとされているが、事業主や納税者によって対応が様々であり、納税義務がありながら徴収が困難となる場合が発生している。

## 2) 外国籍市民の滞納・執行停止状況

高松市の平成30年度の外国籍の市民の滞納状況及び執行停止状況は次のとおりである。

(表 39 令和元年5月31日現在の滞納状況：本税のみ) (単位：人、千円)

	市民税		固定資産税		軽自動車税		合計金額
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
現年分	242	9,150	18	1,253	35	249	10,652
滞納繰越分	291	11,798	9	738	31	307	12,843
計	—	20,948	—	1,991	—	556	23,495
高松市全体	—	772,129	—	946,827	—	83,721	1,802,677
外国人比率	—	2.7%	—	0.2%	—	0.7%	1.3%

(表 40 平成30年度 外国籍の市民の執行停止の状況)

執行停止理由	人数(人)	金額(千円)	平均金額(千円)
生活保護等	2	298	149
所在不明	6	236	39
出国	64	3,784	59
合計	72	4,319	60
高松市全体	—	33,281	—
外国籍比率	—	13.0%	—

高松市では、外国籍の市民の滞納・執行停止の状況について、別途管理を行っていないことから、税務情報システムで抽出することはできない。このため、抽出でき得る範囲内で抽出して作成したデータであるため、必ずしも正確な数値ではないが、概観を把握するためには十分なデータと判断できる。

### 3) 高松市の行う徴収事務

高松市では、税務情報システムを通じて市民税課、資産税課、納税課の業務が行われている。当該システムのベンダーから納税課に、毎月、「滞納者リスト」が送付される。

納税課では、「収納係」、「特別滞納整理係」、「債権回収室」が滞納整理業務を行っている。担当者は、それぞれ高松市の各地区を担当し、その他に市外・県外担当も置かれている。

滞納が発生した場合には、一律に督促状(納期限後20日以内)を発送するとともに、金融機関等に取り照会を行うなどの財産調査を実施している。

なお、転居等で督促状が返戻された場合には、住所地の自治体への調査により、滞納者の転居先の把握を行っている。

その後も滞納が継続している場合には、催告書の発送や、差押え等の滞納処分を行う。

外国籍の市民に滞納が発生した場合も同様の処理を行うが、既に出国していることが判明した場合は、金融機関等に取り照会を行った後、財産がある場合は、差押を行い、財産が

ない場合は、地方税法に基づく執行停止を行う。ただし、税務情報システム上では、「国籍」、「在留資格」、「在留期間」等の情報を保持していない。

出国を理由に執行停止を行った場合は、同法の規定により、直ちに債権を消滅させ、当該年度末に不納欠損処理することとなる。

なお、各担当者は、滞納者に対して実施した処理等について滞納者毎に上記システムに記録している。

#### 4) 外国籍住民に対する賦課・徴収事務に関する課題の認識と対応

香川県は、外国籍住民の住民税徴収の課題について認識しており、令和元年7月、香川県に「税務研究ワーキンググループ（外国人労働者に対する個人住民税の賦課徴収対策）」を設置し、香川県のほか香川県内で外国籍住民が多い高松市、丸亀市、三豊市の個人住民税担当者をメンバーとした検討会が開催されており、年度後半に対応の方向性を決定する方針である。

税務情報システム上では、「国籍」、「在留資格」、「在留期間」等の情報を保持していないため、外国籍住民の住民税等の滞納等について、高松市として対応すべき課題か否かの判断もできない状況にある。前に記したとおり、外国籍の住民は増加傾向にあり、また、「特定技能」という就労を目的とする新たな在留資格が認められる等、今後の就労を目的とする外国籍市民数の増加が予想される場所、在留資格別等の外国籍の住民の住民税等の滞納状況の実態把握を行える態勢を構築することが望まれる。

また、住民税等の執行停止となった外国籍住民の多くは、在留資格が「技能実習」であり、技能実習の場合には、受入機関との連携の強化や受入機関による啓蒙活動等が重要である。高松市では、給与支払報告書の提出に伴う受入れ機関との関係性だけでなく、今後、更なる増加が予想される外国籍住民（技能実習を含む）に関して、税金を含む地域、教育、福祉などの行政施策全般に対応する部署を決定し、啓蒙活動を図る事が望まれる。

また、執行停止されている者のうち、所在不明の者については、出入国在留管理庁にも情報提供することが望まれる。

（意見ー共通⑤）外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。

それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。

（意見ー共通⑥）日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。

（意見ー共通⑦）在留資格別に情報を管理することが望まれる。



(2) 国民健康保険（国保・高齢者医療課）

1) 外国籍の住民の国民健康保険の適用制度

概要にも記載したように、国民健康保険制度では国籍要件が廃止されており、原則として外国籍の住民にも加入義務がある。

2) 加入状況（令和元年9月30日現在）

① 高松市全体及び外国籍の住民の国民健康保険加入状況

(表4-1 国民健康保険世帯数、被保険者数) (単位：人、%)

項目	世帯数	被保険者数
国保全体	53,771	82,244
うち外国籍	1,265	1,503
構成比%	2.4	1.8

④ 国民健康保険加入の外国籍市民の国籍別・在留資格別の人員

(表4-2 国・地域別人員)

(単位：人)

国・地域	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	ネパール	ブラジル	その他	計
人数	430	262	215	139	91	9	357	1,503

(表4-3 在留資格別人員)

(単位：人)

在留資格	留学	永住者	特別永住者	日本人の配偶者等	技能実習	定住者
人数	547	412	110	79	78	73
在留資格	家族滞在	特定活動	経営・管理	永住者の配偶者等	その他	計
人数	53	11	4	17	119	1,503

(表4-4 被保険者年齢層別被保険者数)

被保険者年齢階層	～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	64歳～74歳	計
人数	188	888	357	70	1,503

3) 不正受給対策

① 海外医療費等

政府は、国民健康保険法を改正し、令和2年4月1日以降健康保険の被扶養者の認定に際し、原則として国内に居住しているという要件を導入する。また、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行う。なお、海外療養費における不正受給対策については、引き続きその周知や実

施の促進を図っている。

この点、高松市では、海外での医療費の請求は月数件程度であり、入院を伴う場合には、全て外部の調査機関に調査依頼を行いその適正化に努めている。

#### ⑤ 在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度

平成30年1月以降、厚労省と法務省が連携し、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に、市町村が地方出入国在留管理局へ通知する体制が構築されている。高松市では、外国籍の住民から国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を受けた際に、申請外国人のリストを作成することで、事後、不適正事案が把握された場合に速やかに対応できるようにしているが、申請段階等で国民健康保険担当者が、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある判断することは難しく、地方出入国在留管理局へ通知した該当事例はない。なお、事後的に不適正事案が把握された事例もない。

なお、入管法第24条第1項第5号及び第6号は、資格外活動や在留資格に該当する活動を継続して3か月以上行わない場合は、法務大臣は在留資格を取り消すことができる旨を規定している。

#### 4) 高松市の徴収事務

国保・高齢者医療課収納係では、高松市の地区毎の担当を設置するほか、県外担当も設置するとともに、推進員（非常勤職員）が少なくとも年2回滞納者宅を訪問することとしている。

高松市は、普通徴収に係る保険料の納期を8期（7月から2月までの各月）とし、各期で滞納が発生した場合には、期毎で督促状（納付期限から20日後）を発送するとともに、2月、5月、8月に催告状を発送している。

財産調査等は、滞納者数が多いことから、一定の金額以上、滞納期間等の基準を定めて順次行っているが、時効期間が2年間と短いことから、財産調査の実施は原則1回としている。

外国籍の住民に滞納が発生した場合も同様の処理を行うが、出国時期が迫っている場合等は上記財産調査の基準外で財産調査を行うこともある。

各担当者は、滞納者に対して実施した事項等について滞納者毎にメモを記載している。

#### 5) 滞納の状況

高松市の令和元年9月30日における対象世帯数及び滞納金額は表46のとおりであり、外国人世帯の滞納率は66.1%と、高松市全体の滞納世帯構成比19.2%と比べて、極めて高い割合となっている。

国民健康保険料の時効期間は2年間であり、それを過ぎると、徴収することはできない。

(表 4 5 国民健康保険滞納世帯数、滞納金額及び構成比) (単位：世帯、千円、%)

項目	世帯数	滞納金額	項目	世帯数	滞納金額
滞納外国人住民世帯	836	48,584	高松市の滞納世帯	10,307	1,373,196
外国人住民の加入世帯	1,265	—	高松市の加入世帯	53,771	—
外国人住民の滞納世帯構成比	66.1%	—	滞納世帯構成比	19.2%	—

#### 6) 監査手続き

国民健康保険料の滞納について、外国籍市民世帯のみを取り出した一覧表等はない。このため、国民健康保険システムに登録されている外国人世帯のうち、保険料の滞納のある世帯を抜き出す方法により、次の8件を抽出した。

滞納整理状況の検証を行った結果、財産調査等を行う等、適切な滞納整理手続が行われていた。

(表 4 6 抽出結果)

番号	国籍	在留資格	状態	財産調査結果	債権の状況	納税課執行停止状況
1	フィリピン	永住者	生活保護	財産なし	滞納	執行停止
2	ネパール	特定活動	出国	財産なし	滞納	執行停止
3	中国	定住者	高松市在住	財産なし	滞納	該当なし
4	中国	家族滞在	転出	財産なし	時効消滅	該当なし
5	中国	技能	転出	財産なし	時効消滅	該当なし
6	ネパール	技術・人文知識・国際業務	高松市在住	財産なし	滞納	該当なし
7	韓国	定住者	高松市在住	差押え・充当	健保へ移行、完納	該当なし
8	ネパール	技術・人文知識・国際業務	高松市在住	財産なし	滞納	該当なし

国民健康保険に加入している外国籍の住民は、原則就労ができない「留学」の在留資格者が多いほか、「永住者」等の在留資格者でも、所得水準が低いと、財産調査を行っても差押え可能な資産を保有している事例は少ない。

在留資格別の状況は不明であるが、外国籍の住民の国民健康保険加入世帯数の66%が保険料を滞納している状況でもある。

高松市では、現状、在留資格別の国民健康保険加入状況や資格別の滞納状況等の把握は行われていない。外国籍の住民の保険料滞納率を下げる施策は国民健康保険の滞納外国人住民の在留資格別に異なると考えられることから、その前提として、前述の状況等の実態把握を行える体制を構築することが望まれる。

(意見－共通⑦) 在留資格別に情報を管理することが望まれる。

また、永住者等の所得水準が低い理由の一つは、日本での教育を受けていないことが要因であると推測できる。前に記した義務教育についての施策を充実させるとともに、すでに成人になっている外国籍の者に対しても、日本語を解さないなどの理由で就労が難しいので

あれば、職業訓練の機会を設ける施策についても検討が望まれる。

保険に入っている、自己負担分は未納となる場合もある。ましてや、国民健康保険の保険料を支払わない者についても、医療機関は受診を拒否できない。現在の外国籍の住民の保険料未納付割合は高く、今後外国籍の住民が増えるのであれば、日本の医療制度の維持にも影響する可能性がある。

これについても、留学生と、日本人の配偶者等では、予想される在留期間、学習機会も異なる。在留資格別に、求められる対応が異なることと思われる。

市が実施する事務の中でも、外国籍の住民に対して特有の課題がある例がみられた。それぞれの部署特有の事務もあるが、共通の課題もあると思われる。外国籍の住民の実態を把握し、対応する懇談会等の、各部署横断的な組織の組成について、検討することが望まれる。それにあたっては、所管する部署を決めることが望ましい。

(意見ー共通⑤) 外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。

それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。

(意見ー共通⑥) 日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。

「技能」、「技術・人文知識・国際業務」といった就労資格で入国している外国籍の住民が国民健康保険に加入し、保険料を滞納していたり、滞納のうえ、時効により消滅している事例が見受けられた。

在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等の場合は、通常、社会保険に加入するため、国民健康保険の加入対象にはならない。これらの外国籍の住民が国民健康保険に加入し、保険料を滞納したり、消滅時効となる場合には、在留資格の本来活動を行っていない可能性も否定できない。しかし、在留資格等に関する業務を行っていない国民健康保険の担当者がその可能性の有無を判断することは難しい実態がある。

厚労省は、在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知にあたり、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある場合の判断例として、「在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労していない又は単純作業(アルバイト等)に従事している。」等を掲げている。

外国籍の者が、在留資格以外の活動を行っているために、国民健康保険に加入している場合、在留許可を行う機関である地方出入国在留管理局に情報提供を行う必要がある。

高松市は、地方出入国在留管理局と情報交換をした上で、国民健康保険担当者が判断できるように、国民健康保険の不適正事案に該当する可能性があると考えられる個別具体的な事例を列挙し、それぞれについて、市として行うべき対応を検討することが望まれる。

(意見－共通⑧) 外国籍の者の在留資格に関し、疑義を生じる事項については、在留許可を行う機関である地方出入国在留管理局に情報提供を行う必要がある。

また、どのような場合に、不適正事案に該当する可能性があると考えられるのか、市の事務担当者が判断できるよう、地方出入国在留管理局と情報交換をした上で、個別具体的な事例を列挙し、それぞれについて、市として行うべき対応を検討することが望まれる。

### (3) 生活保護 (生活福祉課)

#### 1) 事務の概要

概要にも記載したように、生活保護制度は、憲法に定める国民の権利であるため、生活保護法第1条により、本来外国人は対象外とされている。しかし、昭和29年に、厚生省(当時。現厚生労働省)の通知により、「当面の間」対象とすることとしている。

また、第2次世界大戦時に中国大陸に残留した日本人等については、生活保護制度に代え、支援給付を行う制度がある。この制度の対象世帯は、現在では、全て65歳以上の高齢世帯であり、今後増えることはない。

(表48 生活保護世帯数の推移)

(単位：世帯、人、%)

年度	H29		H30		R1		R1. 11. 8		
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	人数※	男	女
韓国・朝鮮	31	35	30	35	32	35	31	14	17
フィリピン	34	46	31	43	26	32	27	0	27
中国	11	14	14	14	11	15	13	6	7
その他	3	4	4	4	3	3	5	3	2
外国人合計	79	99	76	96	72	85	76	23	53
高松市合計	4,805	6,129	4,862	6,175	4,905	6,175	-	-	-
比率 %	1.64	1.62	1.56	1.55	1.47	1.38	-	-	-
中国残留邦人等自立支援	18	22	17	21	16	20	19	5	14

※高松市資料より。国籍・地域別世帯数、人員は、各年4月1日の現況、高松市合計のH29、30は年平均、R1は12月の実数。

推移を見ると、世帯数、人員ともに減少傾向にある。国籍別には、フィリピンが減少要因となっている。これらの要因は、ほぼ就労であり、出国によるものはなかったとのことである。

監査時点での、年代別の構成は次のとおりである。

(表 4 8 世帯別、年代別被保護者数)

(単位：人、%)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人数	3	7	14	17	14	17	4	76
比率%	3.9	9.2	18.4	22.4	18.4	22.4	5.3	100
フィリピン	1	6	12	7	1	0	0	27
韓国朝鮮	0	1	1	8	5	12	4	31
中国	1			1	6	4		12
ブラジル					1			1
ペルー				1				1
その他			1		1	1		3

在留資格が特別永住者である場合には、生活保護を受給しても在留資格を失うことはないが、技能実習等の在留資格であれば、生活保護を受給する場合、在留資格の目的を失うことになる。

(意見－共通⑦) 在留資格別に情報を管理することが望まれる。

## 2) 監査手続き

### ① 手続き

令和元年1月8日時点で、外国籍の住民のいる生活保護世帯76から、国、年齢を考慮して7世帯を抽出した。

(表 4 9 抽出結果)

生活保護開始年	来日年	世帯人数	年令	在留資格
H29	H16	5	43	日本人の配偶者・子 他
H24	H10	2	40	日本人の配偶者・子
H9	S58	1	62	日本人の配偶者・子
H8	不明	1	57	特別定住者
H20	H11	2	75	永住者
H24	H21	2	56	日本人の配偶者
H27	H26	2	69	定住者

入国の経緯、生活保護を申請するに至った理由について、記録を閲覧した。

また、担当するケースワーカーに、日本人世帯と手続き上異なる点等がないか、についてヒアリングにより確認した。その結果、市の行う事務自体は、適正に行われていた。

### ② 内容分析

生活保護を申請する理由としては、日本語がわからないため、仕事に就けない、というものも見られた。また、フィリピンについては、全て女性世帯主か、日本人の妻であり、抽出

した3件のうち2件は、日本に働きに来て、日本人と結婚した、というものであった。3件ともに、子とともに生活保護世帯を構成しており、このような傾向が、他の国・地域の平均世帯員に比べ、世帯人数が多い理由と思われる。

将来、子供たちが自立した生活を送れるためには、義務教育を受ける必要がある。ただし、義務教育は日本国民に課された義務であるため、外国籍の親には子供に義務教育を受けさせる義務はない。もし、義務教育を受けない世帯がいた場合、特例である外国籍の住民の生活保護についても再考する必要があると考えられる。ただし、高松市では、いままでのところ、全ての子供が義務教育を受けていたとのことである。

入国から翌年に生活保護世帯となった1件については、子供が日本在住であり、ある程度高齢になった親を、日本に呼び寄せたというものであった。来日後病気のため働けなくなり、子供は、扶養義務を果たさず、親は別世帯として生活保護により加療している。

今後はこのようなケースが多くなる可能性もある。医療費が生活保護費や全体の社会保障費に占める割合は高い。生活保護費のなかの医療費は、保護世帯が高齢化するとともに増加しており、社会保障費が国や自治体の財政を圧迫する現況をかんがみると、外国から、日本の社会福祉費用を使って療養することを目的に、日本に来るようなことのないよう、何らかの対策が必要と思われる。

日本人の生活保護についても、容認基準がゆるやかな自治体に生活保護者が集まる現象もみられた。もし、高松市が外国籍の住民の生活保護認定に甘い、という評判が流れると、大量の在留者の縁者が高松市に押し寄せる可能性もゼロではない。

当ケースでは、在留資格の妥当性を検討することなどの対応が必要であると思われる。

また、技能実習等の働くための在留資格のものが生活保護を受給することになると、在留資格事態がなくなることになる。本来の入国目的自体が、申請と異なる等、在留資格自体が問題と考えられるケースについて、高松市は、地方出入国在留管理局と情報交換をした上で、生活保護事務の担当者が判断できるように、生活保護の不適正事案に該当する可能性があると考えられる個別具体的な事例を列举し、それぞれについて、市として行うべき対応を検討することが望まれる。

(意見ー共通⑧) 外国籍の者の在留資格に関し、疑義を生じる事項については、在留許可を行う機関である地方出入国在留管理局に情報提供を行う必要がある。

また、どのような場合に、不適正事案に該当する可能性があると考えられるのか、市の事務担当者が判断できるよう、地方出入国在留管理局と情報交換をした上で、個別具体的な事例を列举し、それぞれについて、市として行うべき対応を検討することが望まれる。

また、日本人の配偶者等と思われる者について、配偶者は病気で働けず、該当する者は日本語が十分理解できない為、元気けれども働き口がない、というものがあつた。

日本語が分からなくとも、就労意欲があれば仕事はあると思われるが、確かに時間給は低

いかかもしれない。生活保護の問題として、少し働いても生活保護費が削られるため、全然働かない方がまし、という感覚を持つ市民が多いことが挙げられる。自立支援は、日本人の生活保護世帯でも難しい現実はあるものの、日本語がわからないからといって、日本国民にのみ与えられた生活保護受給という権利を与えることには疑問を感じる。

生活保護を受給している外国籍の住民に対する自立支援の一環として、日本語の学習及び就労の努力を促すために、日本語が十分でなくともできる仕事の斡旋を行っている機関を紹介し、定期的に訪問していることを確認することが望ましい。

(意見―共通⑤) 外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。

それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。

(意見―共通⑥) 日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。

### ③ 日本語を理解しない申請者

日本語がわからず、わかろうとしない外国籍の者まで、日本の社会保障費で扶養することについては、多くの日本人は疑問を感じるのではないか。高松市によると、中には、日本語がわからないふりをしていると推測できる者もいたとのことである。

日本在留許可の更新について、生活保護世帯の世帯員について、自治体の意見を聞くことが必要であるように思われるが、現在のところ、そのような制度はない。

また、日本人の配偶者等が日本語を解さないため、就労が不可能という場合には、前に記したとおり。

### ④ 扶養可能な親族の調査

生活保護については、扶養義務のある親族について、扶養援助の可能性について調査し、扶養援助できない場合、又は扶養援助が十分に得られない場合について受給開始となる。

しかし、外国人については、本国の家族に意思確認をすることが難しく、高松市では、申請者の領事館、大使館に照会するとのことであるが、ほとんどの場合、回答がないか、対応不能との回答とのことである。

入国管理をする機関と、生活保護の事務を行う自治体の間には連携がなく、今後、各国になんらかの要請をしてゆくことについて、国に要望することが望まれる。